

第4次

鴻巣市地域福祉計画

鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画

● ● 令和6年度～令和10年度 ● ●



 鴻 巣 市

 社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会

令和6年3月

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進行により、地域や家族の相互扶助による様々な支え合いの関係が希薄化するとともに、人々の価値観も多様化しています。併せて、人口減少の波は、社会経済活動における担い手不足を招くとともに、地域福祉の場面においても、支え手の不足を招いています。



このような中、社会構造の変化や地域住民の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、互いに助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の構築が求められています。

市では、様々な福祉施策の上位計画である「第3次鴻巣市地域福祉計画」に基づき事業を推進してまいりましたが、その計画期間が令和5年度で終了することから、新たに、令和6年度から令和10年度を計画期間とする「第4次鴻巣市地域福祉計画」を策定いたしました。

計画における基本理念は、地域共生社会の実現を念頭に、「つながり 重なり 支え合う 地域共生のまち 鴻巣」とし、関連する「重層的支援体制整備事業実施計画」「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」と一体的に策定し、地域福祉施策を総合的に推進していくための計画といたしました。これら、計画に位置づけた各種事業を着実に推進していくことで、本市の地域福祉の一層の向上を目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たりまして、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆さん、また、貴重なご意見やご提言をいただきました鴻巣市地域福祉計画審議会委員の皆さんに、心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

鴻巣市長 並木正年

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、地域を取り巻く環境は大きく変化し、地域における住民同士の繋がり希薄化や社会的孤立、生活困窮、ひきこもりなど、地域における生活福祉課題は益々複雑・多様化しています。

こうした中、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく『地域共生社会』の実現が求められています。

この取組は、これまで地域福祉の向上を進めてきた社会福祉協議会の活動の柱でもあり、今後、地域福祉活動の更なる推進を図るため、また、行政と相互に連携し、地域福祉を推進するために必要不可欠であることから、第4次となる地域福祉活動計画につきましても、これまでと同様、市と一体的に策定し両輪の輪となり推進してまいります。

なお、策定にあたっては、様々な分野で活躍されている関係者で構成する策定委員会を設置し、委員の皆様のご熱心な議論を中心に、市民アンケートやパブリックコメント等を実施し、市民の皆様のご意見をできるだけ反映することに努め作業を進めてまいりました。

今後は、「つながり 重なり 支え合う 地域共生のまち 鴻巣」の基本理念のもと、4つの基本目標 1 一人ひとりがつながり活躍できる地域づくり、2 多様な支援が重なり合うための仕組みづくり、3 地域における支え合いの輪づくり、4 互いに尊重し合い共に育む地域づくりを達成するため、市民の皆様や行政・関係機関・福祉団体・施設などと連携を図りながら、より一層地域福祉の推進に努めてまいりますので、今後とも皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました地域福祉活動計画策定委員会の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの市民の皆様、関係機関・団体の皆様に心より厚くお礼申し上げます。



令和6年3月

社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会会長 武井利男

目次

第1章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

- 1) 計画策定の趣旨
- 2) 計画の法的根拠と位置づけ
- 3) 計画の期間
- 4) 計画の策定体制

第2章 地域福祉の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

- 1) 統計資料からみる本市の現状
- 2) 地域福祉に関する市民アンケート調査からみる本市の現状
- 3) 地域福祉における現状と課題のまとめ

第3章 計画の理念・目標と体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

- 1) 基本理念
- 2) 基本目標
- 3) 計画の体系
- 4) 地域福祉における圏域の設定

第4章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

- ・基本目標1 一人ひとりがつながり 活躍できる地域づくり
- ・基本目標2 多様な支援が 重なり合うための仕組みづくり
- ・基本目標3 地域における 支え合いの輪づくり
- ・基本目標4 互いに尊重し合い 共に育む地域づくり

第5章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97

- 1) 計画の推進体制
- 2) 計画の進行管理
- 3) 評価指標の設定

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103

- 1) 第4次鴻巣市地域福祉計画審議会並びに鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会
- 2) 第4次鴻巣市地域福祉計画策定庁内検討会
- 3) 用語解説

第1章

計画の概要

計画の概要

1) 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

近年では、少子高齢化や社会構造の変化もある中で、暮らしの中での一人ひとりの困りごとや地域が抱える課題は、介護や子育てに関する問題、貧困やひきこもりなど、複雑化かつ複合化しています。

また、既存の公的制度やサービスでは対応しきれない、制度の狭間にいる人が増加しており、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、市民や地域に関わる組織・団体と、行政が協働していくことが一層重要となっています。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、「地域共生社会」の考え方が位置づけられました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことを言います。

市町村は、この理念を実現するための「包括的な支援体制づくりに努めること」が示されました。

(2) 地域福祉とは

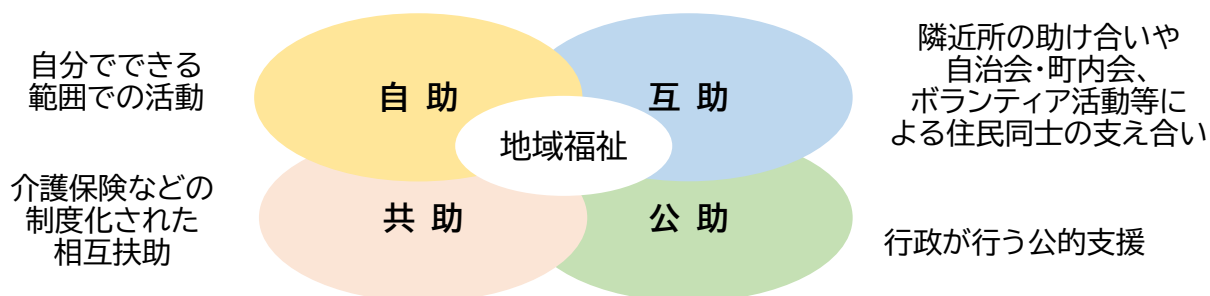
「地域福祉」とは、地域に暮らす誰もが、安心して暮らせるように、地域住民や関係者などが協働して地域生活課題を解決するための支え合いの関係づくりや活動を行うことです。

地域福祉の推進にあたっては、以下の4つの視点があります。

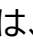
- ①自分でできる範囲での活動(自助)
- ②隣近所の助け合いや自治会・町内会、ボランティア活動等による住民同士の支え合い(互助)
- ③介護保険などの制度化された相互扶助(共助)
- ④行政が行う公的支援(公助)

この4つの視点が相互に連携し合い、地域福祉を推進することが必要です。

(地域福祉のイメージ図)



福祉とは…

「福祉」とは、「だんのらしのあわせ」とも表現されます。

様々な社会変化の中でも、誰もが自分の住み慣れた場所で、自分らしく生活を送り、日々の暮らしの中で幸せを感じる事ができるような地域を、皆で実現していくことが福祉ともいえます。



2) 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 地域福祉計画の法的根拠と位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、「包括的な支援体制の整備に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。

さらに、令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的な支援体制を整備することとされました。

(2) 地域福祉活動計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられている市町村社会福祉協議会が、住民、地域における社会福祉に関する活動の関係者・団体、事業者等が相互に協力し、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉活動計画を通じて住民の福祉意識の醸成、住民相互の関係の形成、地域福祉への住民の適切な認識が進み、地域福祉活動への参加などの動機づけが図られ、地域における多様な福祉活動を行う団体がお互いの活動について認め合い、また地域の福祉課題について共有することを目指す計画です。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

第4次鴻巣市地域福祉計画においては、行政による地域福祉の推進と、民間による助け合い・支え合いの取組とが連携し、包括的な支援体制を構築していくことが重要であることから、本市では地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、理念や取組を共有しながら、地域福祉の推進を図ります。

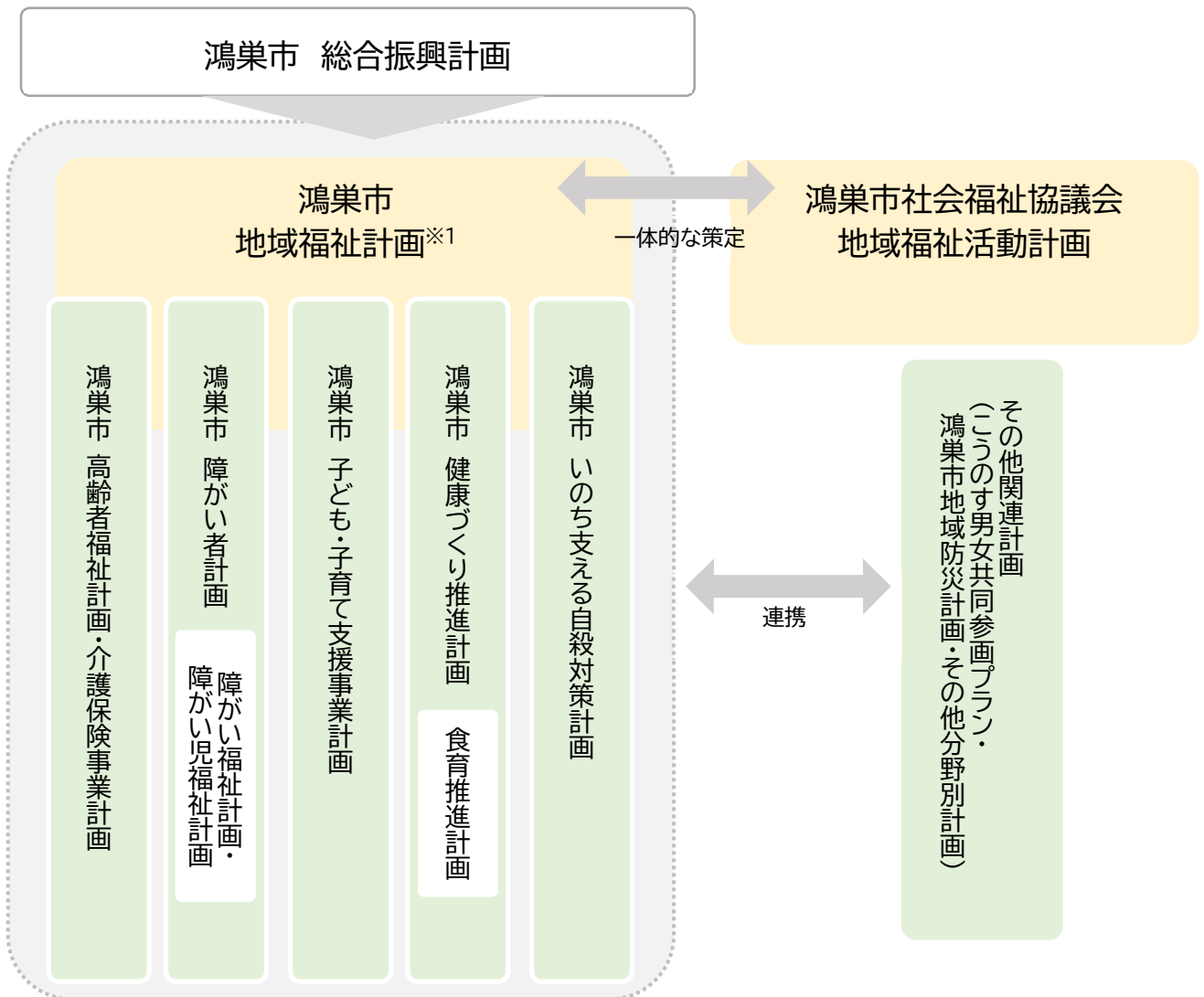
(4) 他の福祉計画等との整合性・連携

地域福祉計画は、平成30年4月に施行された改正社会福祉法で、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通して取り組むべき事項」を記載することとされ、各分野別計画のいわゆる「上位計画」として位置づけられました。

そのため、第4次鴻巣市地域福祉計画は、鴻巣市の福祉部門の計画の上位計画として、高齢者・障がい者・子ども・保健といった対象ごとの福祉に関する各個別計画と整合性をもち、それぞれの分野において共通して取り組むべき事項等を中心に策定します。さらに、その他関連分野との連携を図ります。

また、第6次鴻巣市総合振興計画との整合性を図ります。

(計画の位置づけ イメージ図)



※1 「重層的支援体制整備事業実施計画」(社会福祉法第106条の5の規定)及び「成年後見制度利用促進基本計画」(成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定)、「再犯防止推進計画」(再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定)は、地域福祉計画と一体的に策定します。

(5) 本計画と持続可能な開発目標(SDGs)

本市では、「第6次鴻巣市総合振興計画」において、SDGsの視点を取り入れ、各施策を推進することで、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいます。

第4次鴻巣市地域福祉計画・鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画においても、SDGsの理念を反映させ、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指して取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsとは…

SDGs(持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals))とは、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会を目指す世界共通の目標であり、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。17のゴールと169のターゲット、232の指標で構成されています。

鴻巣市は令和5年に「SDGs未来都市」に選定され、SDGsの目標達成を目指しています。

SDGs未来都市
KONOSU



3) 計画の期間

この計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

(計画の期間)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
第6次 総合振興計画	→			→	
第4次 地域福祉計画※2 地域福祉活動計画	→				
第9期 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	→			→	
第3次 障がい者計画 第7期 障がい福祉計画 第3期 障がい児福祉計画	→			→	
第2期 子ども・子育て 支援事業計画	→	→			
健康づくり 推進計画	→				

※2 「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を、地域福祉計画と一体的に策定します。

4) 計画の策定体制

○鴻巣市地域福祉計画審議会

公募による市民、地域福祉に携わる人、学識経験を有する人などから構成され、市長の諮問に応じ、本市の地域福祉計画の策定に関し必要な事項について調査・審議を行いました。

○鴻巣市地域福祉計画策定庁内検討会

庁内関係部署の職員から構成され、本市の地域福祉計画の策定に関して必要な調査・研究及び庁内の連絡調整を行いました。

○鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

公募による市民、地域福祉活動に関わる人、学識経験を有する人などから構成され、社会福祉協議会会長の諮問に応じ、本市の地域福祉活動計画の策定に関し必要な事項について調査・審議を行いました。

○市民アンケート調査

第4次鴻巣市地域福祉計画・鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定にあたり、地域福祉の推進に向けた現状把握、課題抽出及び施策検討のための基礎資料とすることを目的に、市民アンケート調査を実施しました。

○調査対象 市民の中から無作為に抽出した3,000人

○調査期間 令和5年8月8日(火)～8月31日(木)

○調査方法 配布方法:郵送、回収方法:郵送・web

○発送数・回収数・回収率

項目	発送数	回収数	回収率
紙媒体	3,000	1,023	34.1%
WEB媒体	3,000	359	12.0%
合計	3,000*	1,382	46.1%

※紙媒体を発送する際に、WEB媒体も合わせて対象者に発送したため、同数

○パブリックコメント

実施期間 令和5年12月15日(金)～令和6年1月15日(月)

第2章

地域福祉の 現状と課題

第2章

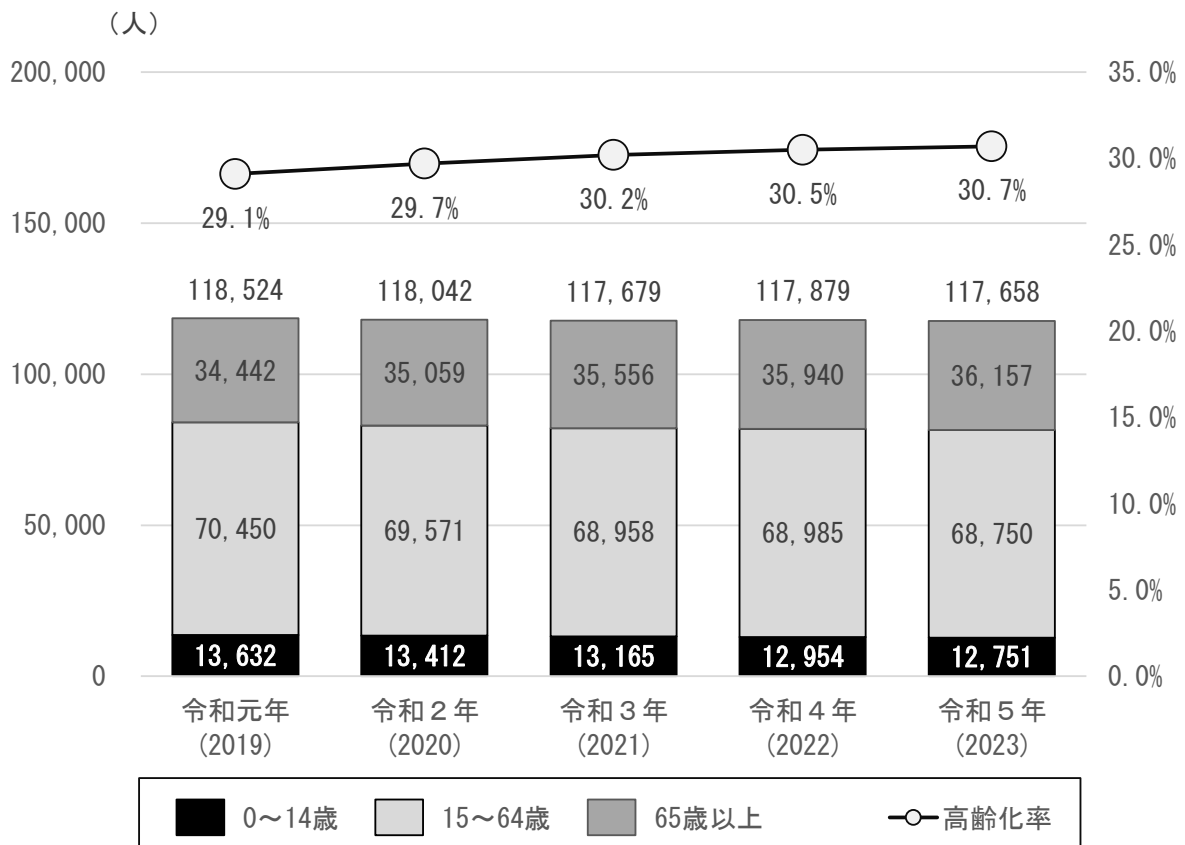
地域福祉の現状と課題

1) 統計資料からみる本市の現状

地域福祉に関する統計資料の主なデータは、以下のようになっています。

(1) 人口の変化(総人口)

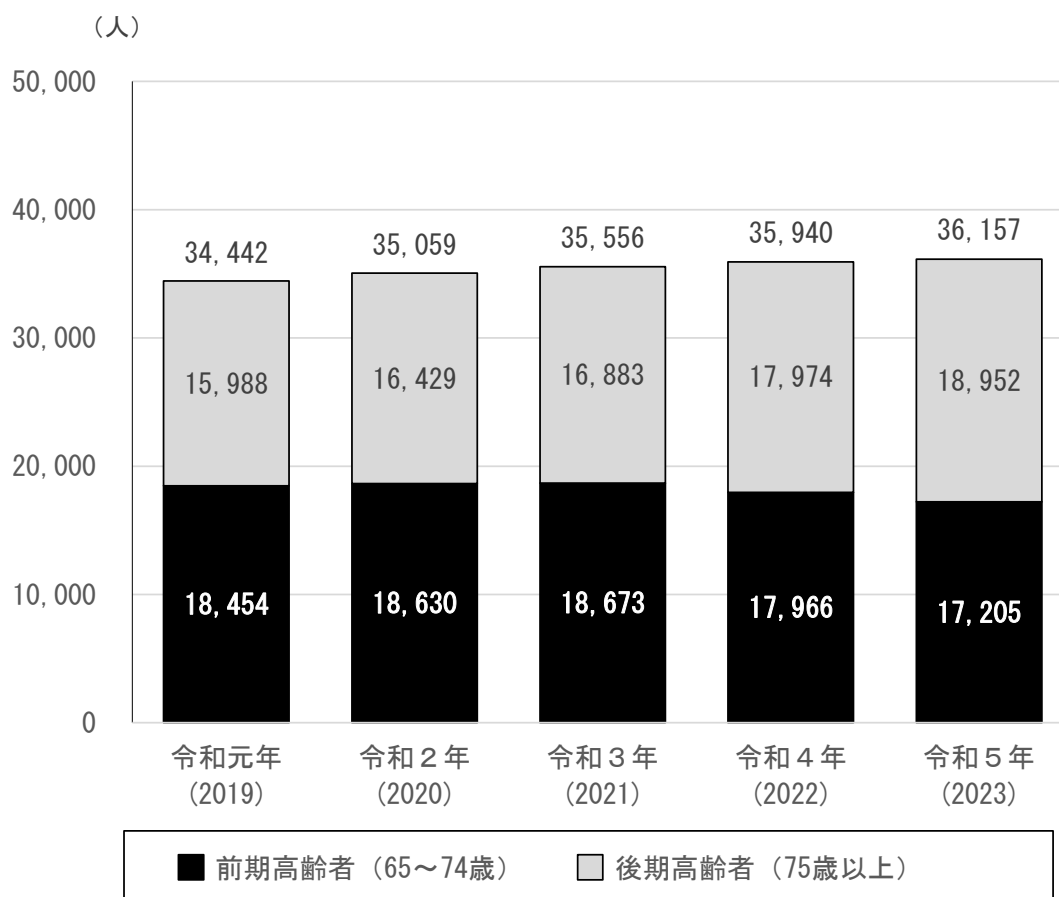
本市の総人口は令和5年10月1日現在、117,658人となっています。年少人口及び生産年齢人口は減少を続けている中、高齢者人口は増加を続け、高齢者人口は36,157人で、高齢化率は30.7%となっています。



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2) 高齢者人口の推移

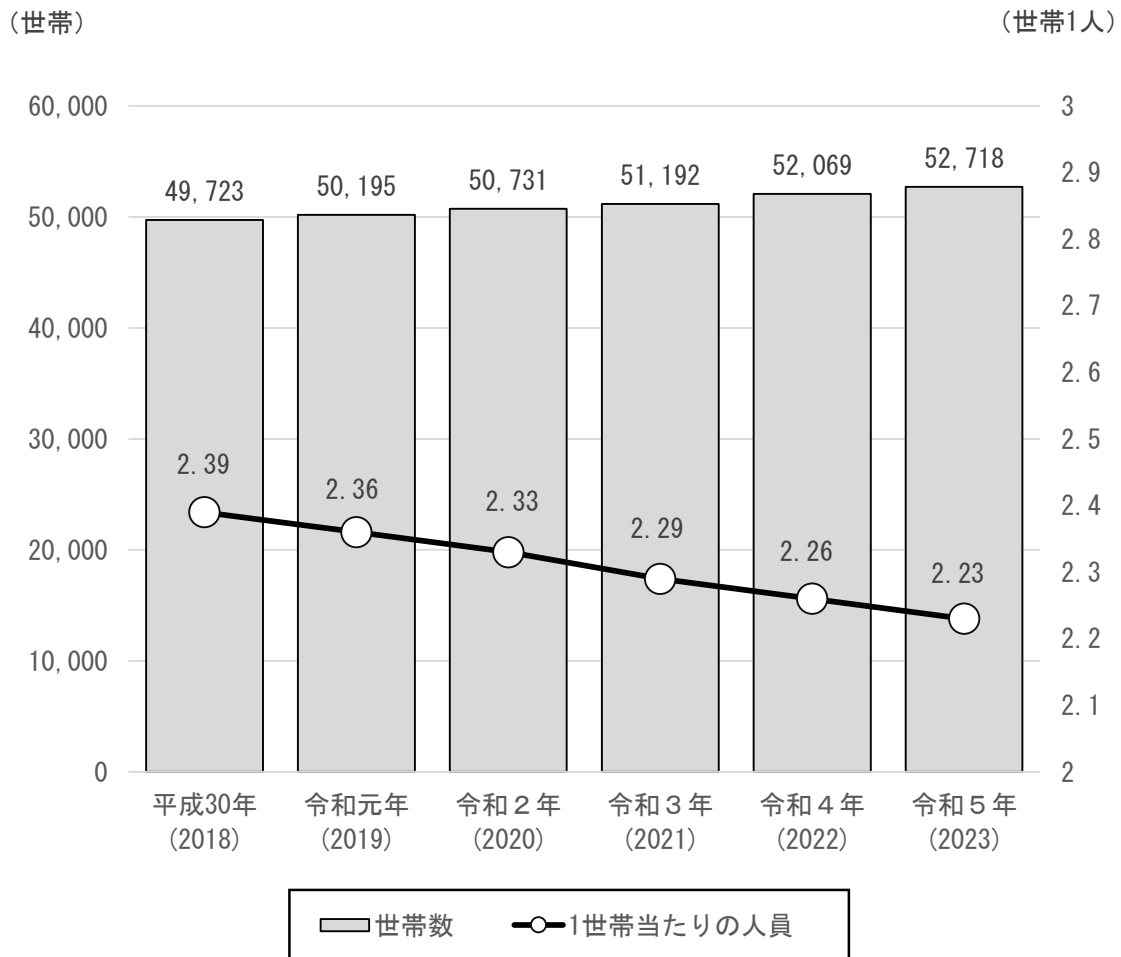
本市の高齢者人口の内訳は、令和5年10月1日現在、前期高齢者(65～74歳)が17,205人、後期高齢者(75歳以上)が18,952人で、後期高齢者が1,747人上回っています。



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(3) 世帯構成の変化（世帯数・1世帯あたり人員）

本市の世帯数は、令和5年10月1日現在、52,718世帯となっています。平成30年以降の6年間で2,995世帯増加しています。一方、1世帯あたりの人員は年々減少で推移し、令和5年には2.23人／世帯となっています。

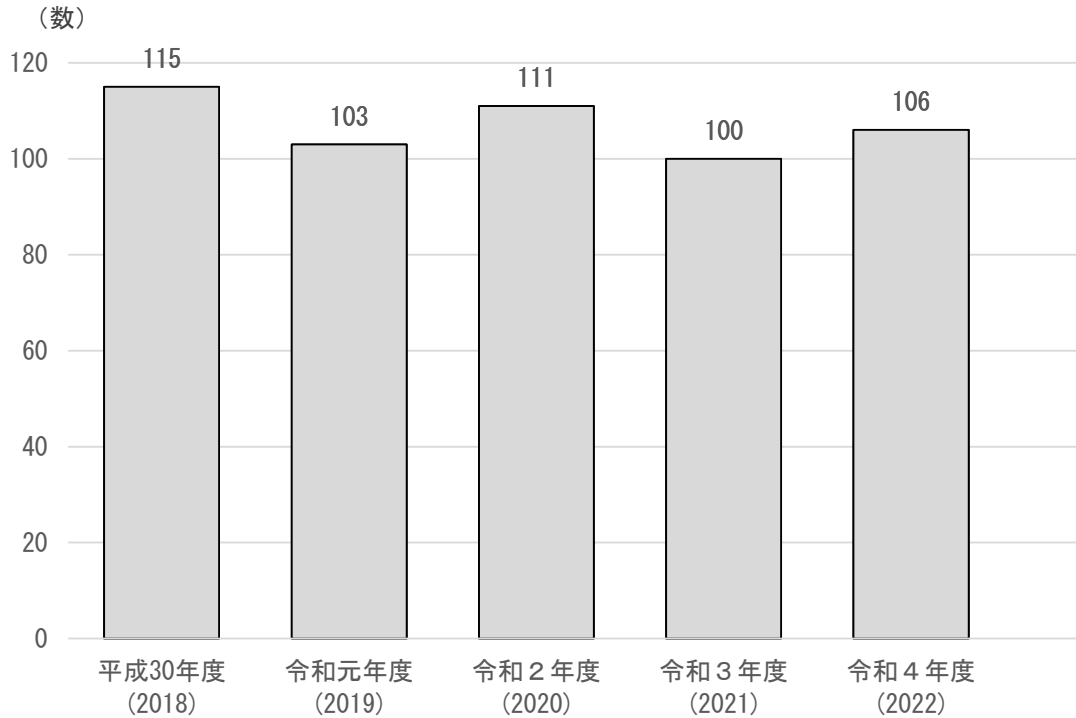


資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(4) 地域の状況(ボランティア団体登録数、自治会・町内会の加入率)

① ボランティア団体登録数

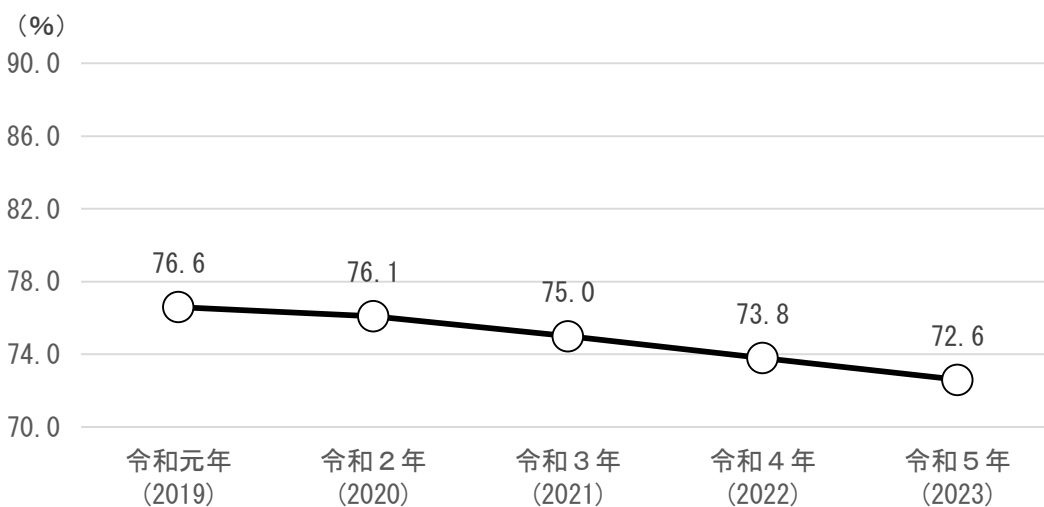
本市の令和4年度のボランティア団体登録者数は、106団体となっており、平成30年度以降の5年間で増減を繰り返しています。



資料: 鴻巣市社会福祉協議会(各年度末現在)

② 自治会・町内会の加入率

本市の令和5年の自治会・町内会の加入率は、72.6%となっており、令和元年以降の5年間で年々減少しています。

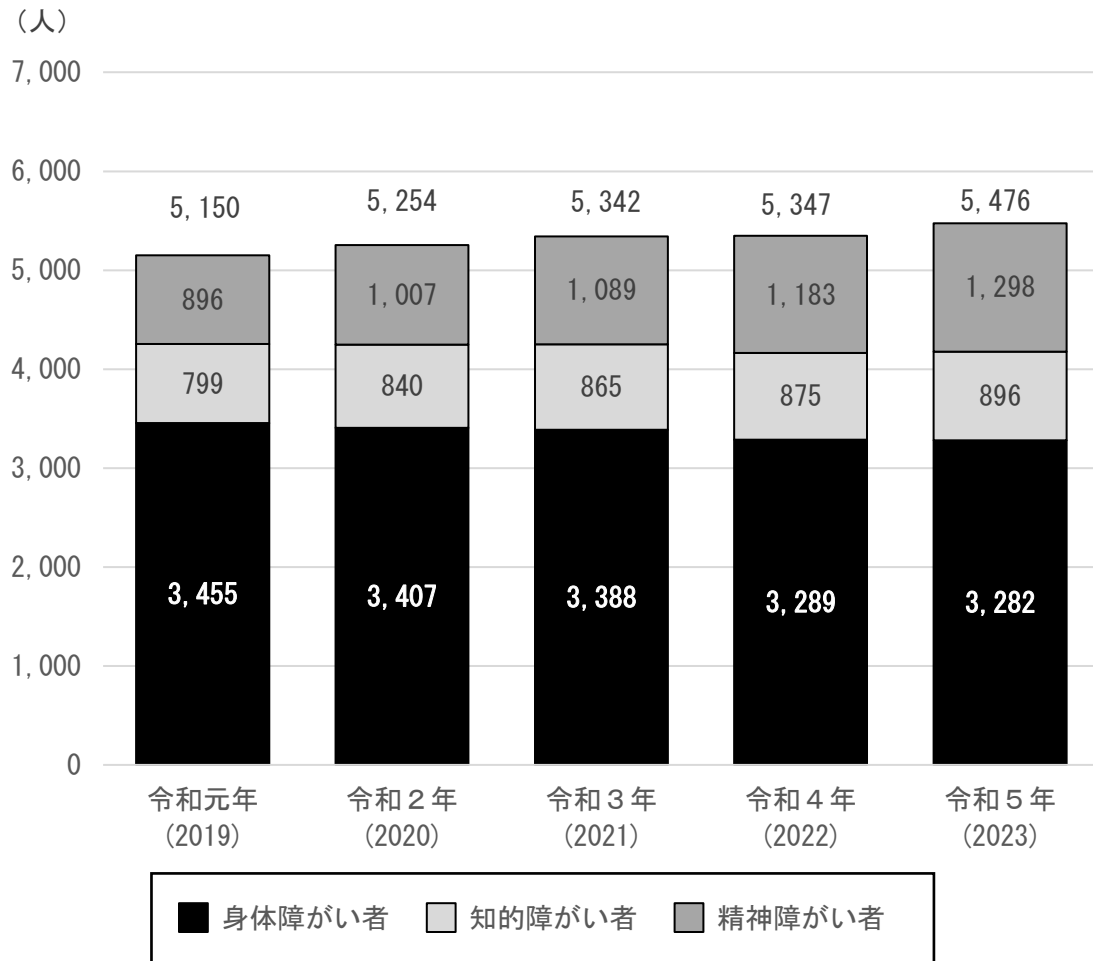


資料: 自治振興課(各年4月1日現在)

(5) 福祉の支援等を必要とする人の推移(障害者手帳保持者数・生活困窮者の相談件数)

① 障害者手帳保持者数

本市の令和5年の障害者手帳保持者数は、5,476人となっています。令和元年からの5年間では、障害者手帳の保持者数は年々増加しており、中でも知的障がい者、精神障がい者の手帳所持者数が増加傾向にあります。

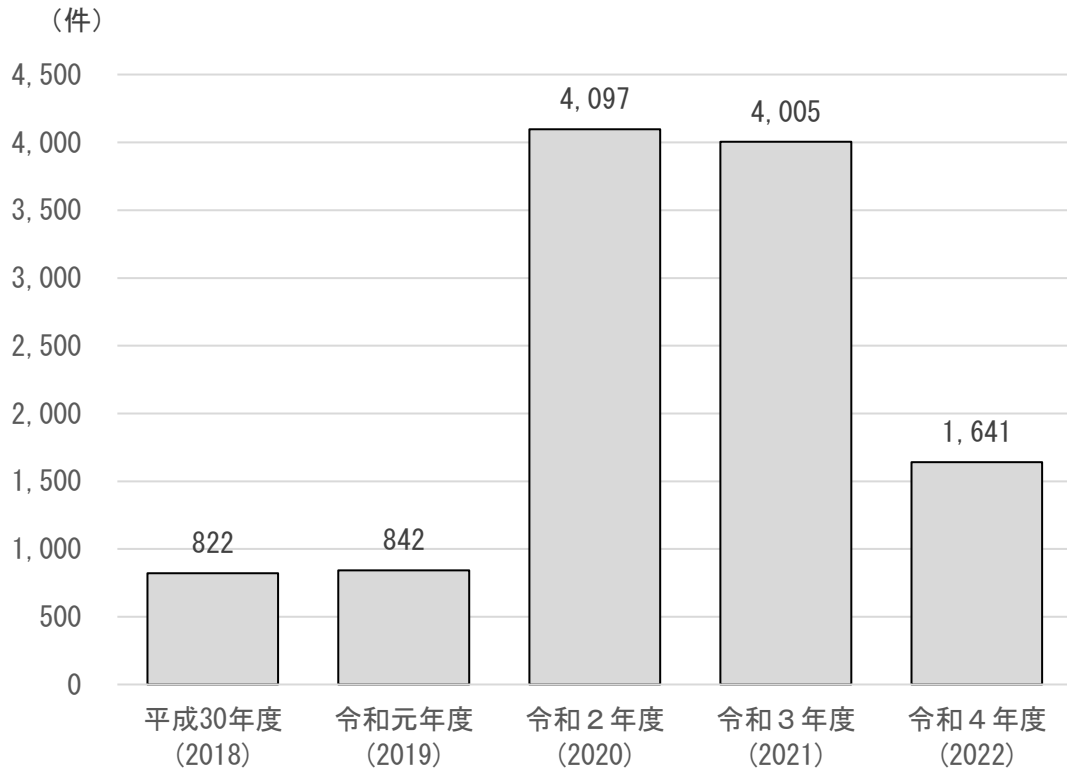


資料:障がい福祉課(各年4月1日現在)

② 生活困窮者からの相談件数

本市の令和4年度の生活困窮者からの相談件数は、1,641件となっています。

令和元年度から令和2年度にかけては相談件数が3,255件と大幅に増加しており、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、生活に困窮する世帯が増加したことが影響したものと考えられます。



資料:福祉課(各年度末現在)

2) 地域福祉に関する市民アンケート調査からみる本市の現状

地域福祉に関する市民アンケート調査の主な結果は、以下のようになりました。

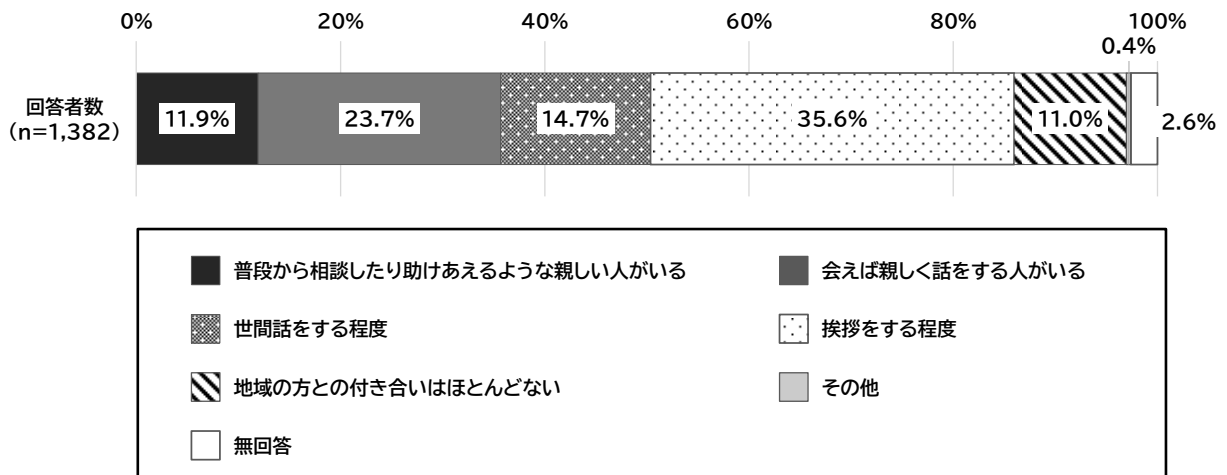
※1調査結果の比率は、その設問の回答者を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出するため、合計が100%にならない場合があります。

※2複数回答形式の各項目の回答の合計を足し上げた場合、回答者数を上回るため、回答比率の合計100%を超えることがあります。

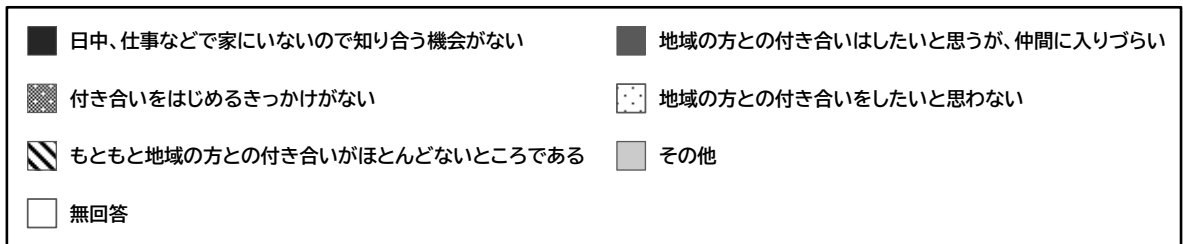
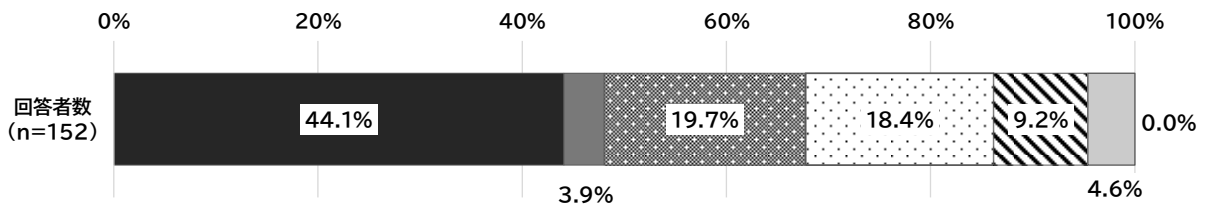
※3図表中の「n」とは、当該設問の対象となる人数を表します。そのため、回答すべき対象者の絞り込みを行っている場合には、アンケートの回収数と「n」の数値は異なる場合があります。

(1) 近所付き合いや交流に関して

・地域との付き合いは、「挨拶をする程度」が35.6%で最も多く、次いで「会えば親しく話をする人がある」が23.7%となっています。一方で、「地域の方との付き合いはほとんどない」と回答した人が11.0%となっています。

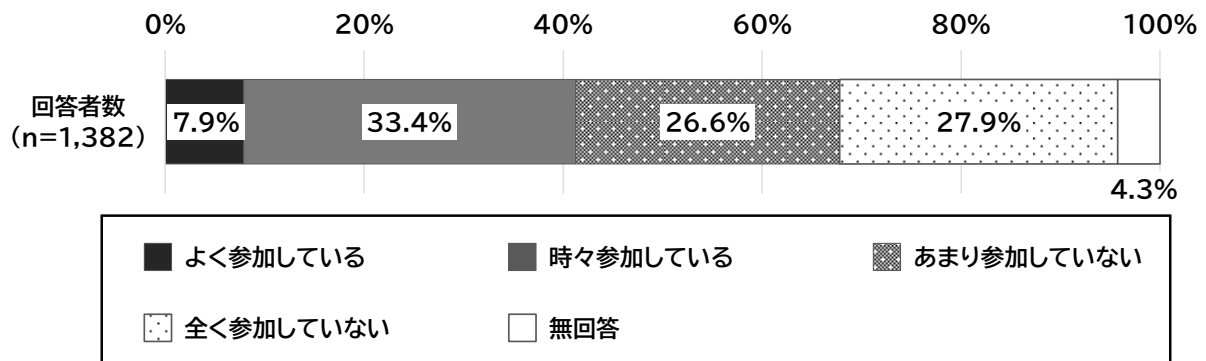


・「地域の方との付き合いはほとんどない」理由としては「日中、仕事などで家にいないので、知り合う機会がない」が44.1%で最も多く、次いで「付き合いをはじめるきっかけがない」が19.7%となっています。

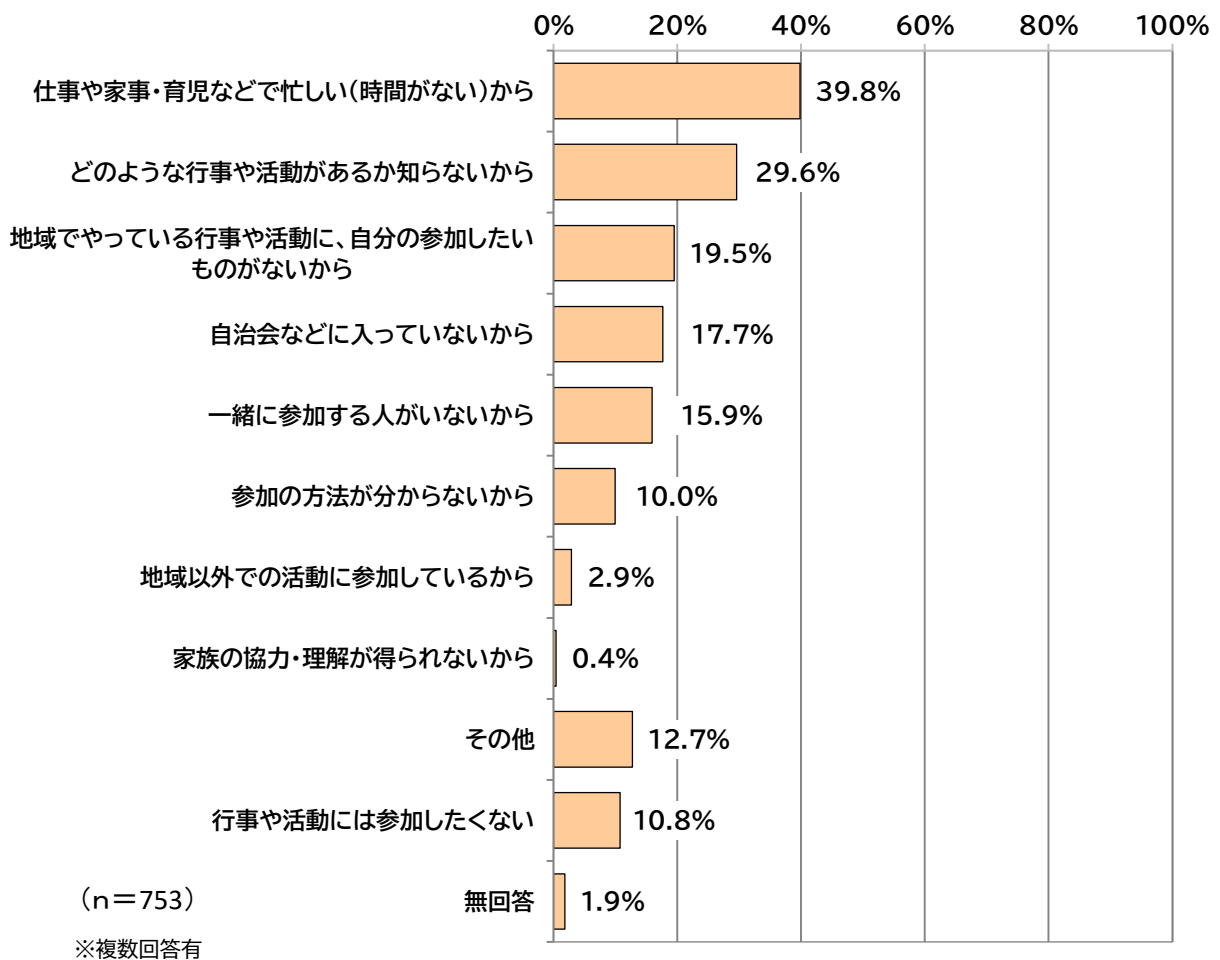


(2) 地域活動に関して

・行事や活動への参加は、「時々参加している」が33.4%で最も多く、次いで「全く参加していない」が27.9%となっています。

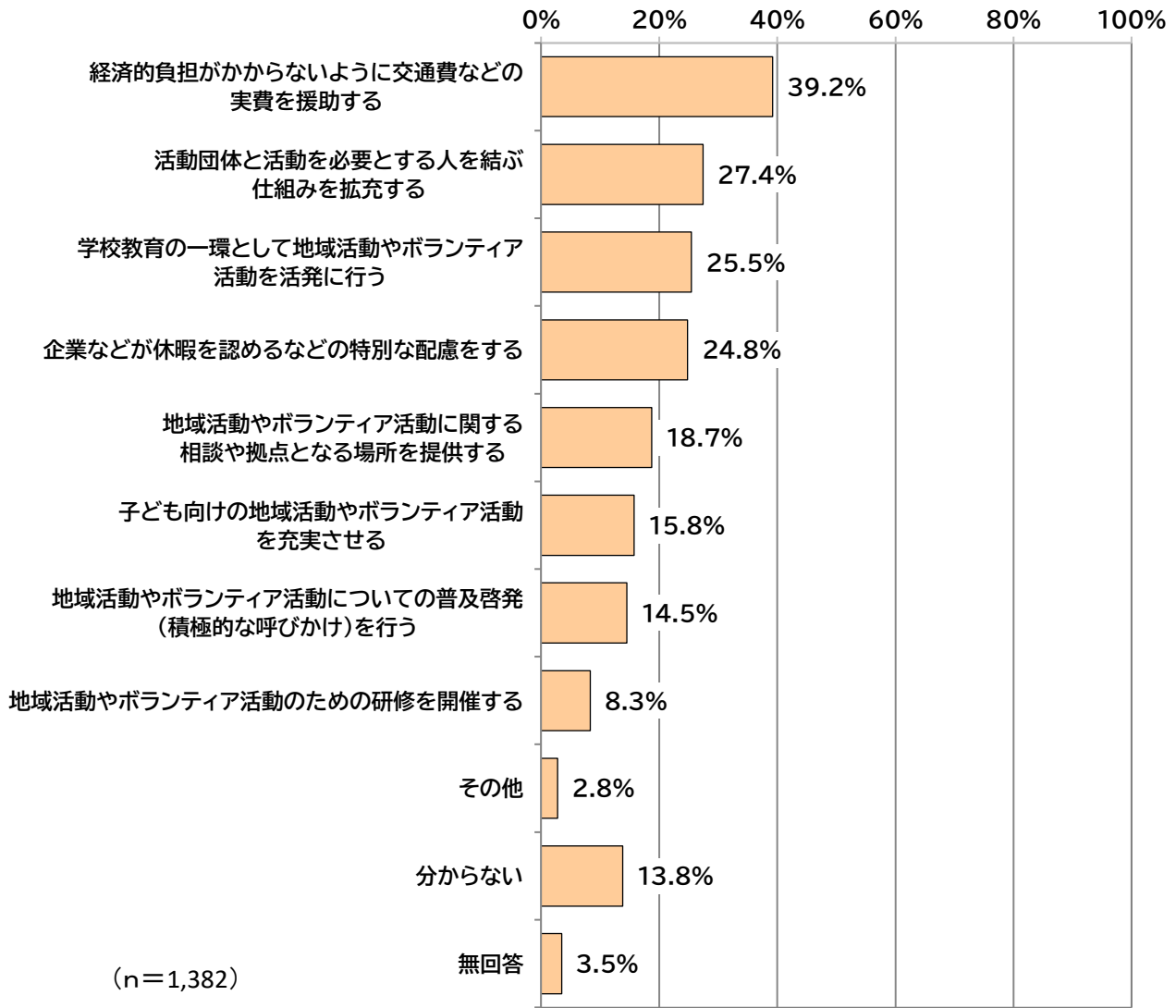


・参加していない理由について、「仕事や家事・育児などで忙しい(時間がない)から」が39.8%で最も多く、次いで「どのような行事や活動があるか知らないから」が29.6%となっています。



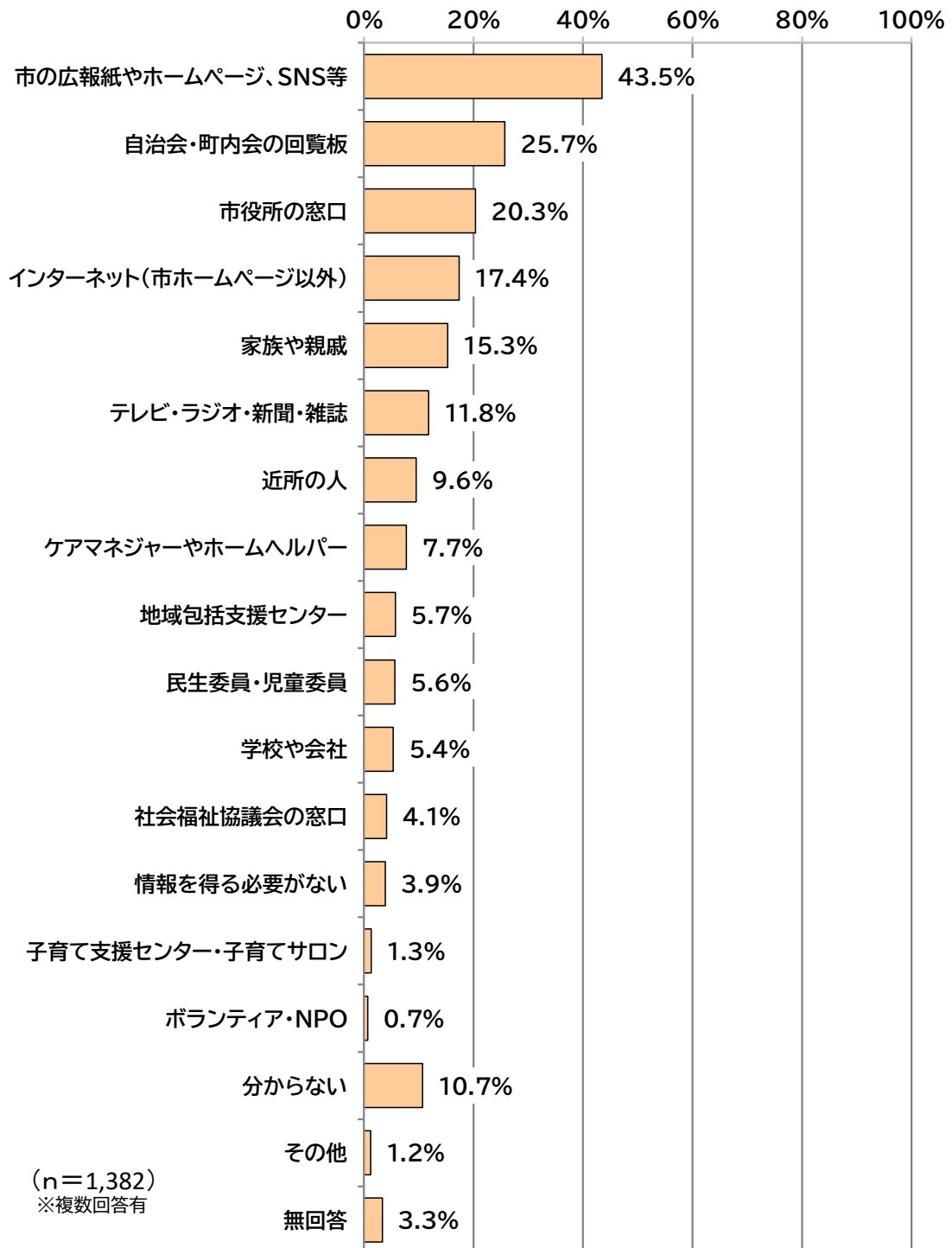
(3) 地域活動の活性化に関して

・「地域活動やボランティア活動を活発にしていくために必要だと思うこと」については、「経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」が最も多くなっています。また、「学校教育の一環として地域活動やボランティア活動を活発に行う」が25.5%となっています。

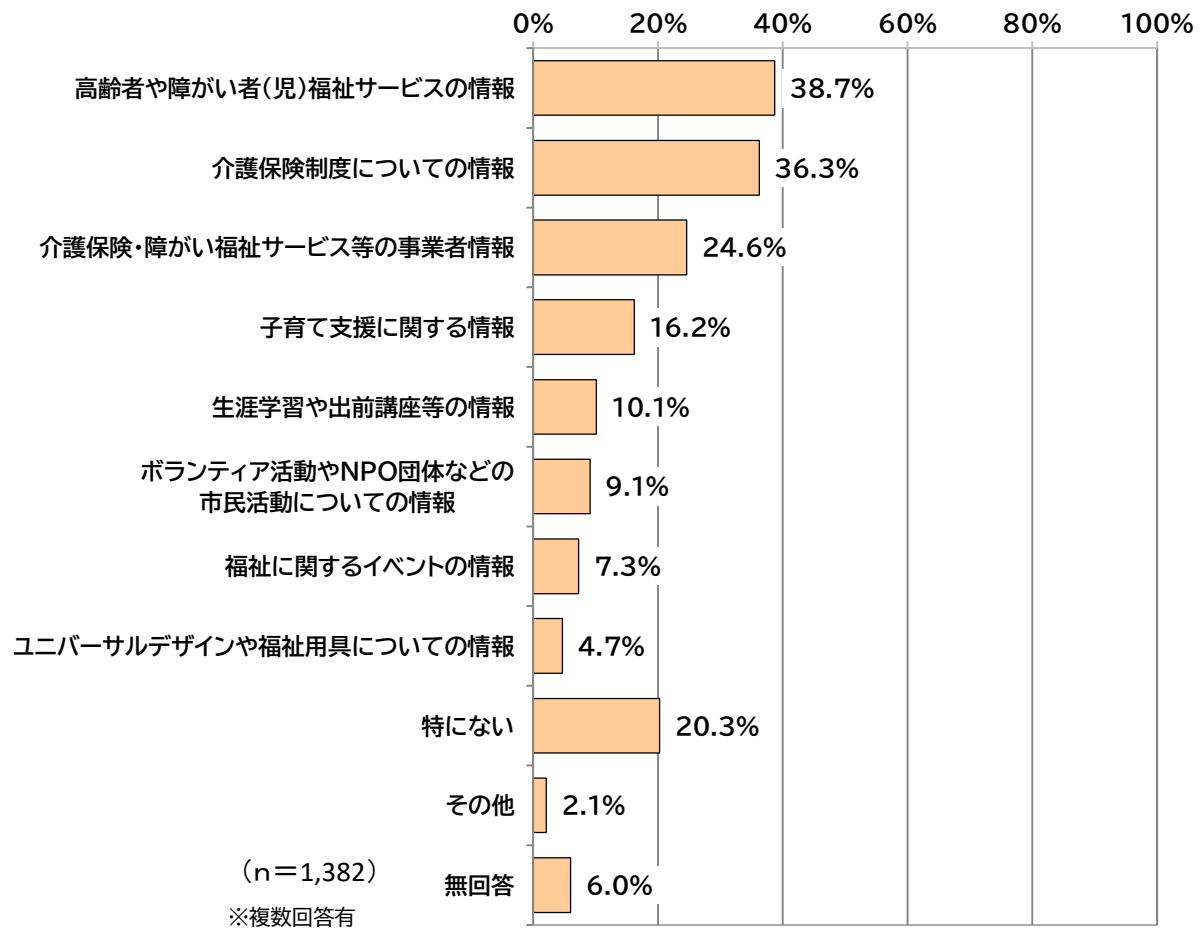


(4) 周知啓発や情報発信に関して

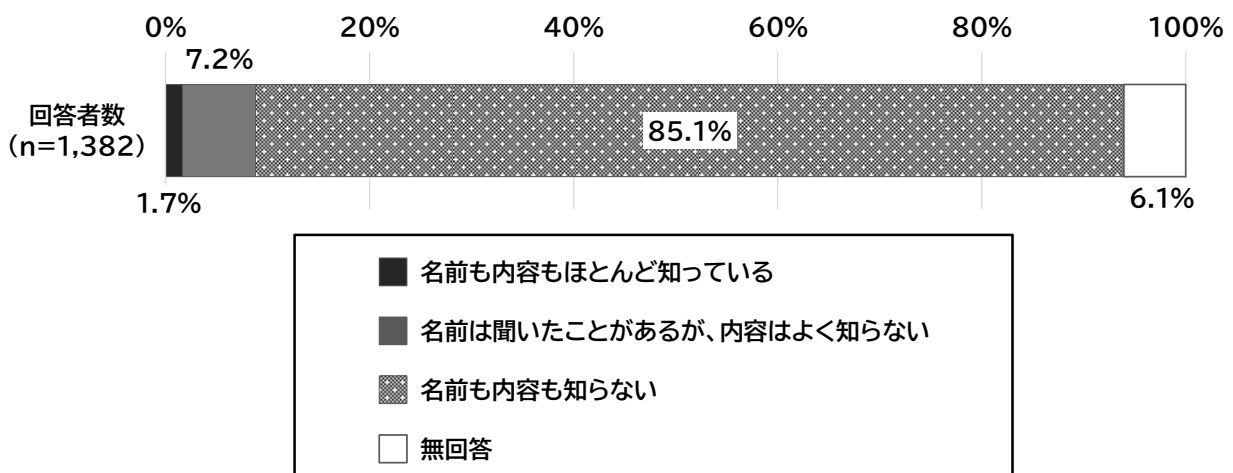
・福祉サービスに関する情報の入手先については、「市の広報紙やホームページ、SNS等」が43.5%で最も多く、次いで「自治会・町内会の回覧板」が25.7%となっています。



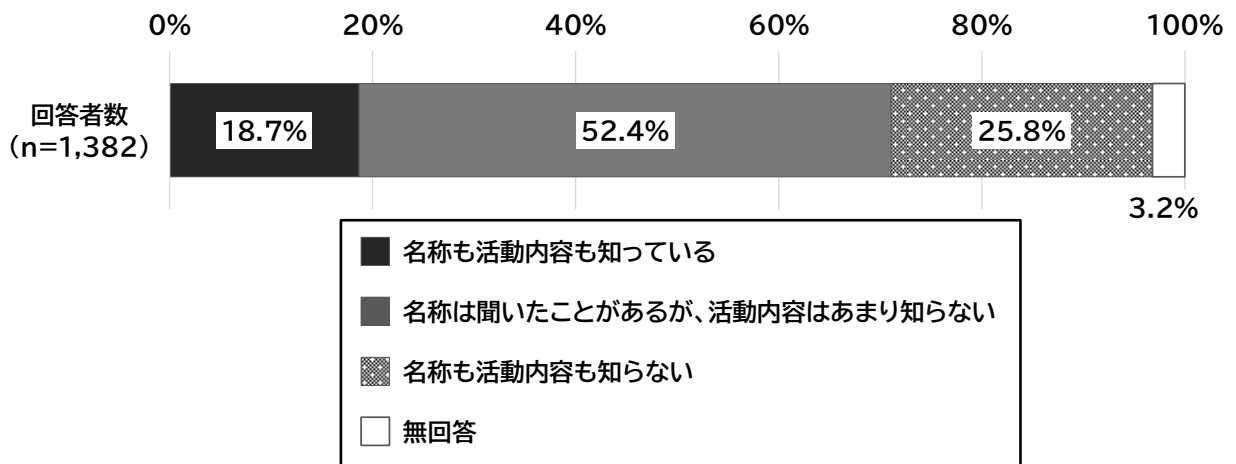
・福祉について知りたい情報については、「高齢者や障がい者(児)福祉サービスの情報」が38.7%で最も多く、次いで「介護保険制度についての情報」が36.3%となっています。



・地域活動や、交流場所、相談窓口など目的に応じて検索できる「Liv(リブ)サポねっと」については、「名前も内容も知らない」が85.1%となっています。

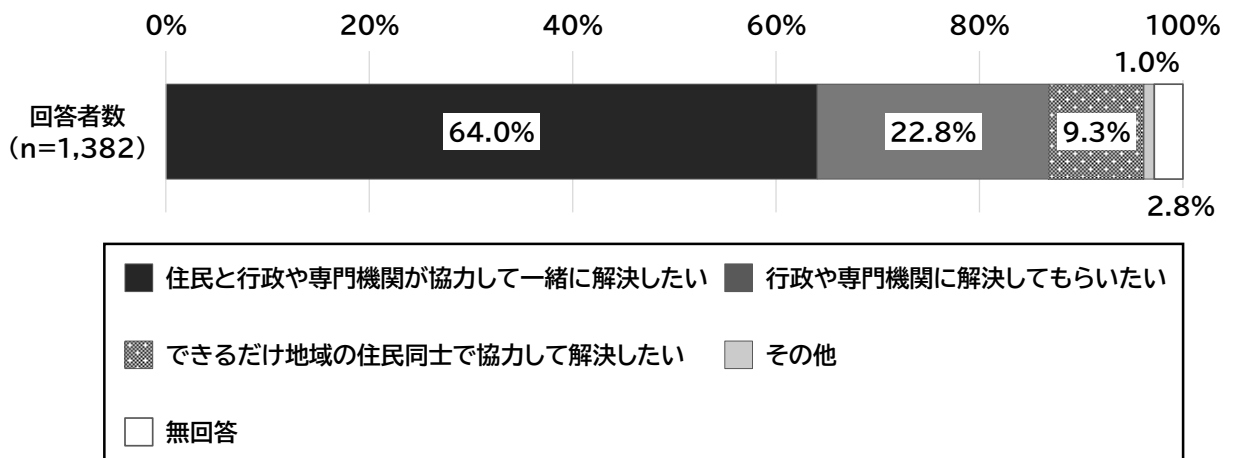


・鴻巣市社会福祉協議会については、「名称は聞いたことがあるが、活動内容はあまり知らない」が52.4%で最も多く、次いで「名称も活動内容も知らない」が25.8%となっています。



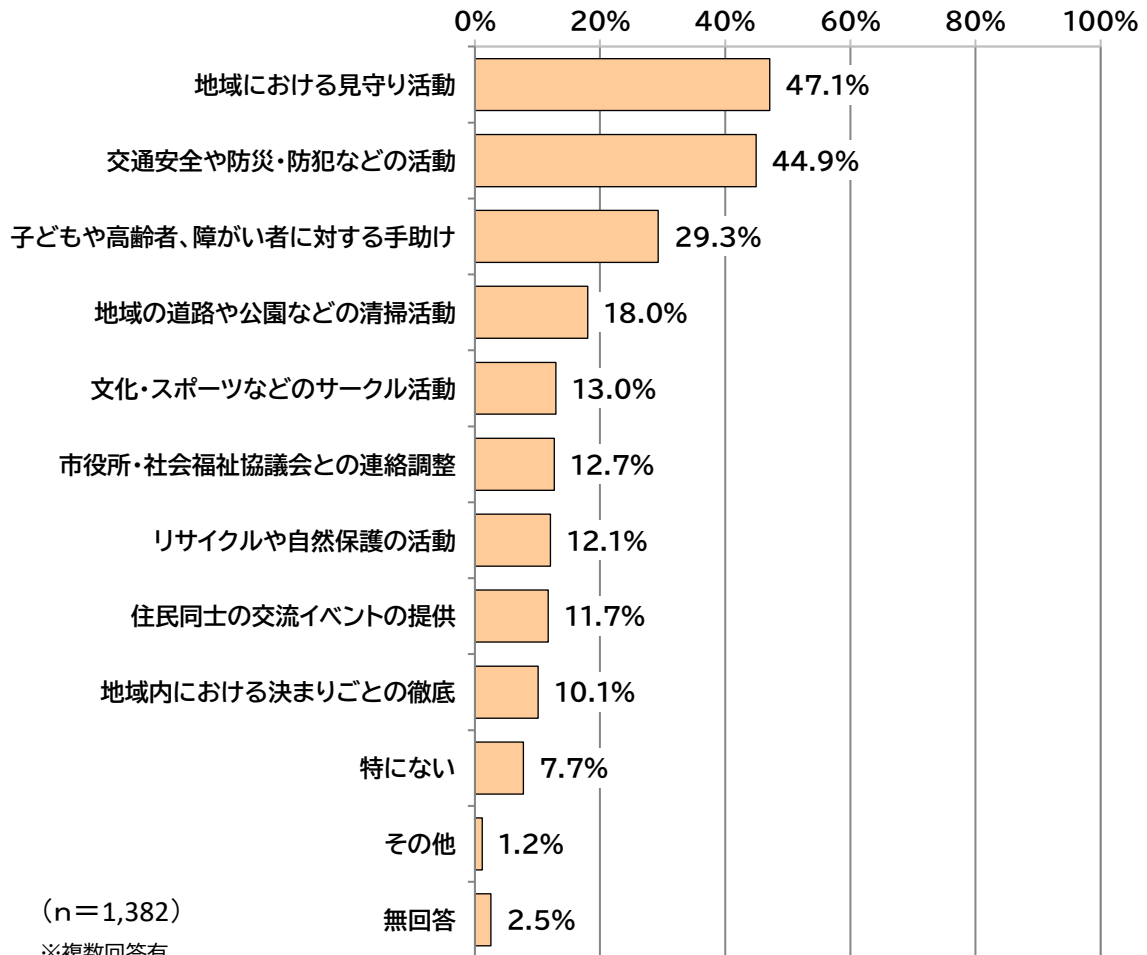
(5) 地域課題の解決に関して

・「今後、地域の中で起こる困り事や心配な事に対して、どのような方法で解決するのが良いと思うか」については、「住民と行政や専門機関が協力して一緒に解決したい」が64.0%で最も多くなっています。



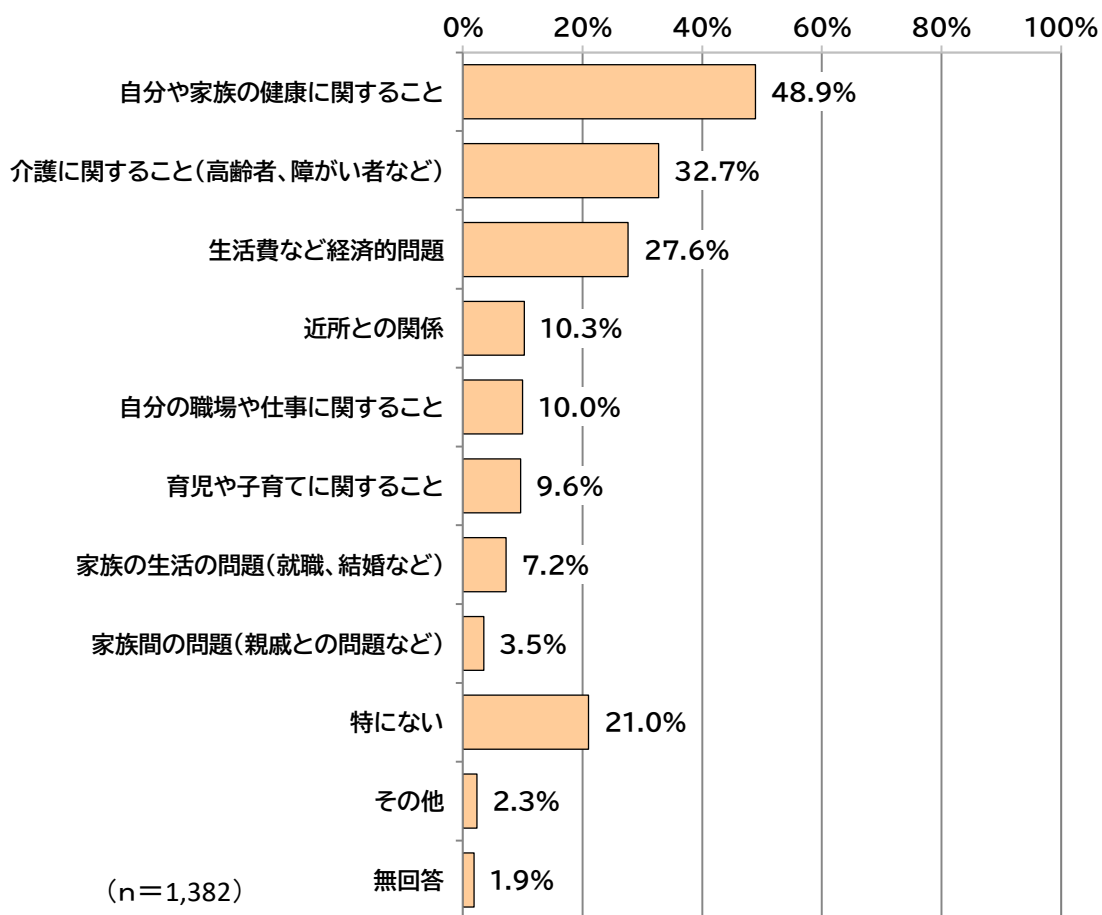
(6) 地域活動への期待に関して

・「地域で安心して暮らしていくために、地域活動やボランティア活動に期待する役割」としては、「地域における見守り活動」が47.1%で最も多く、次いで「交通安全や防災・防犯などの活動」が44.9%となっています。



(7) 生活上の悩み・不安や相談先に関して

・「毎日の暮らしの中で感じる悩みや不安」については、「自分や家族の健康に関すること」が48.9%で最も多くなっています。また、「生活費など経済的問題」が27.6%となっています。



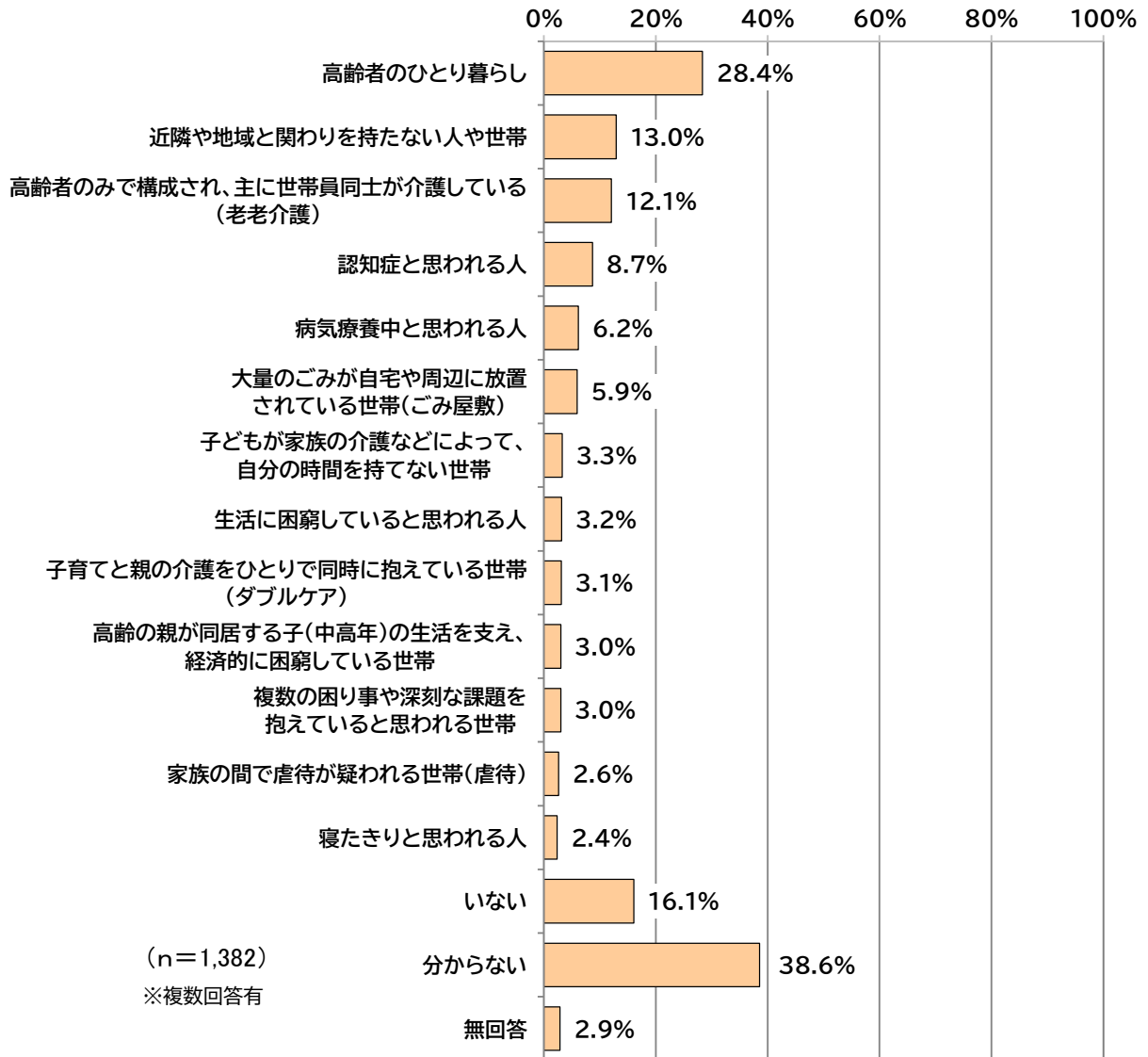
(n=1,382)

※複数回答有



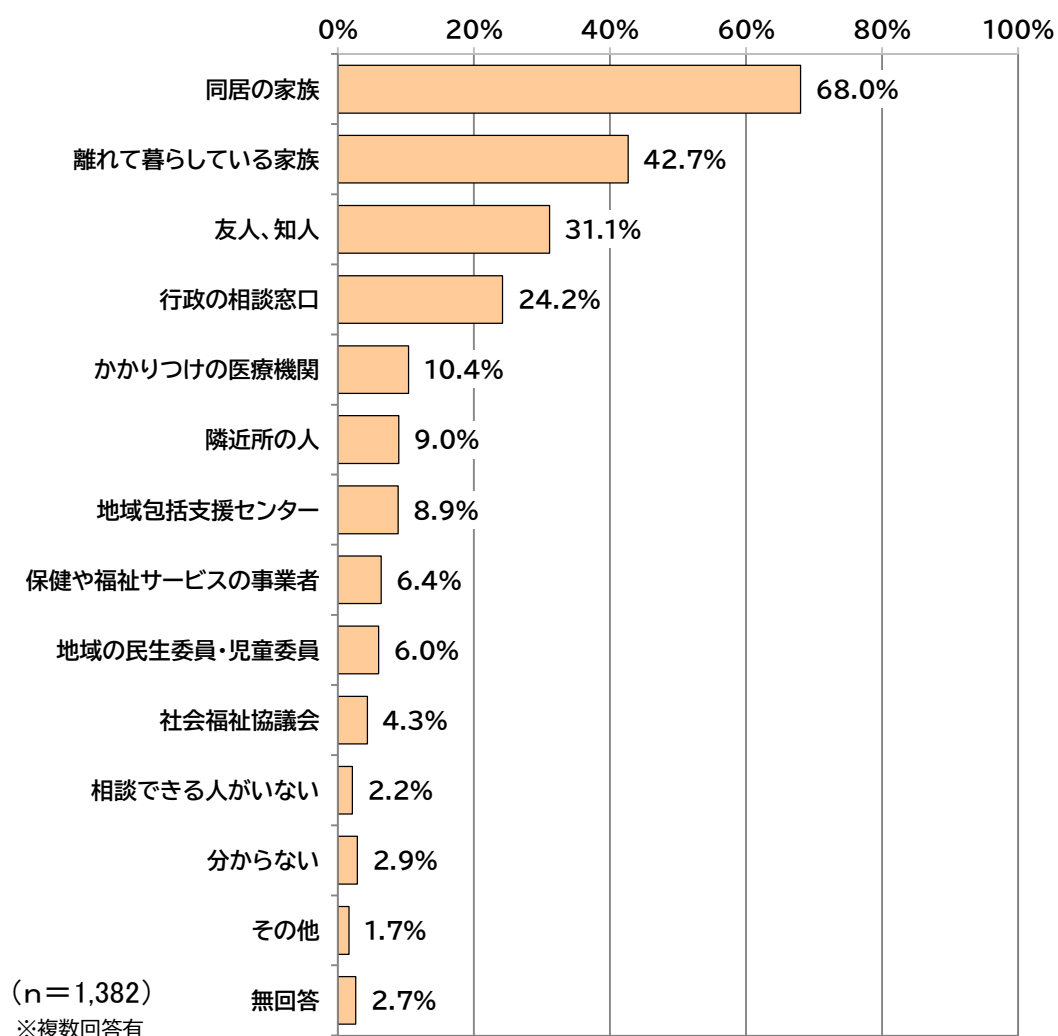
(8) 地域で孤立したり支援を必要としている人に関して

・「自宅や近所にいる、支援が必要または何らかの深刻な問題を抱えていると思われる人や世帯」については、「高齢者のひとり暮らし」が28.4%と最も多くなっています。また、「近隣や地域と関わりを持たない人や世帯」が13.0%、さらに「家族の間で虐待が疑われる世帯」は2.6%となっています。

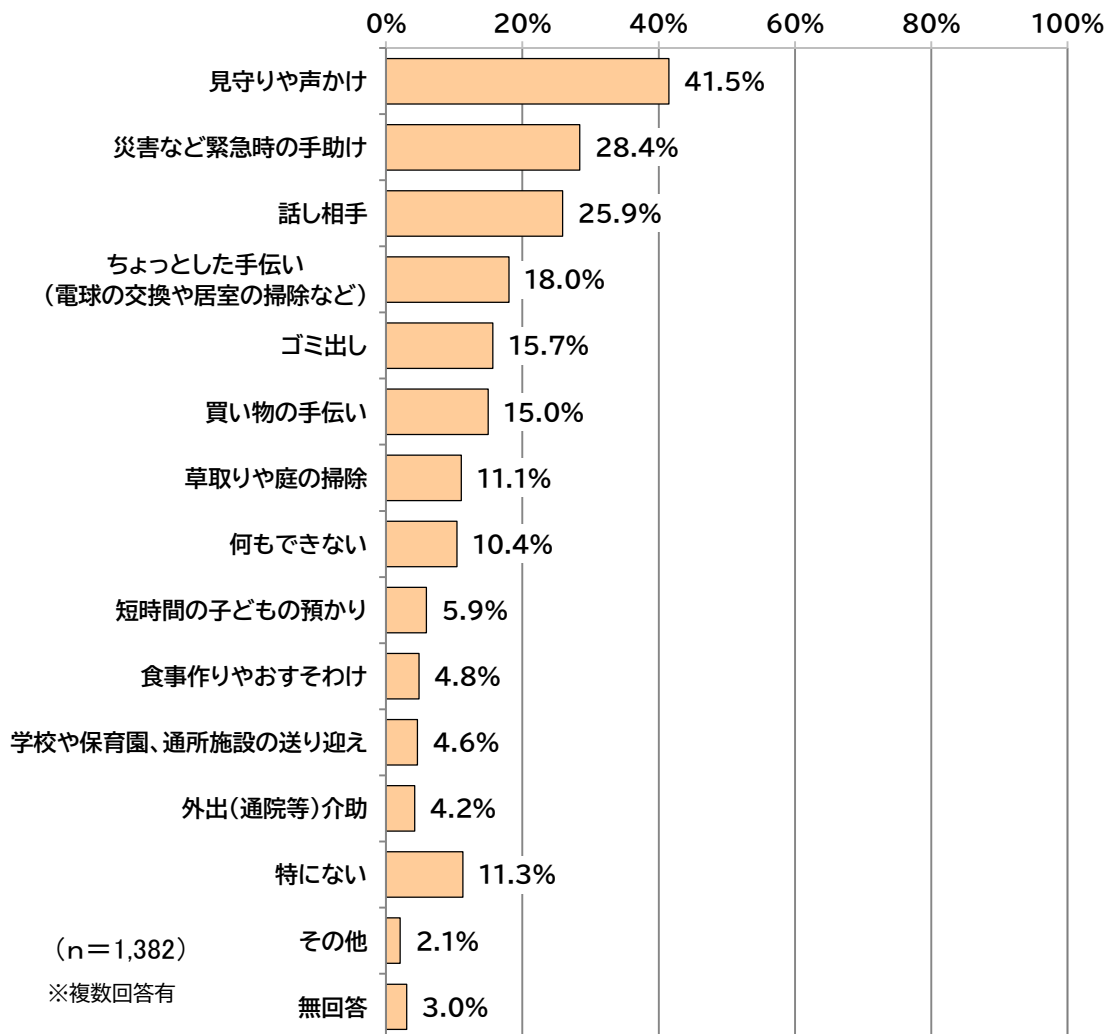


(9) 地域の中での相談や見守りに関して

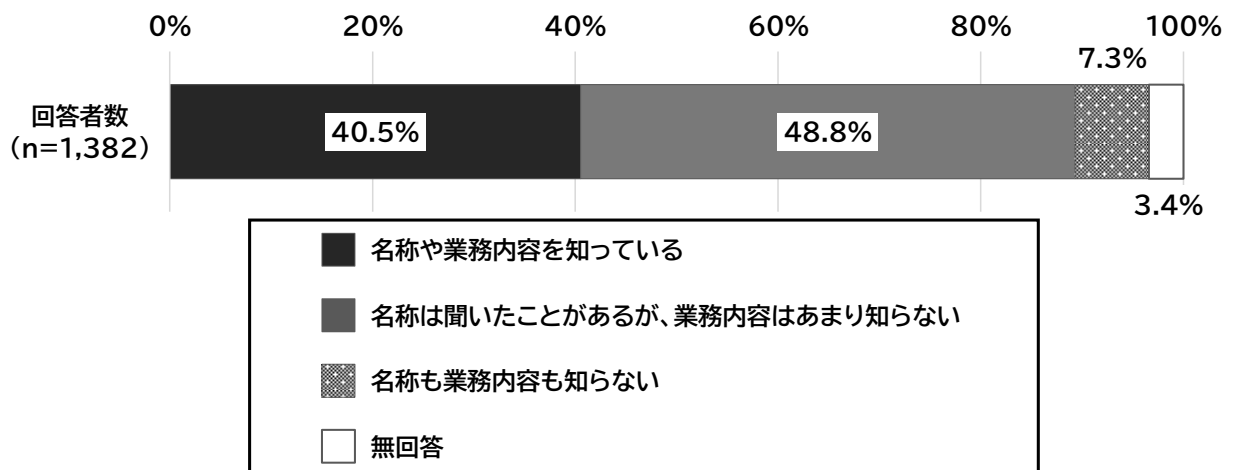
・「暮らしの中で相談や助けが必要なときに頼みたい相手」は、「同居の家族」が68.0%で最も多く、次いで「離れて暮らしている家族」が42.7%となっています。一方で、「相談できる人がいない」が2.2%となっています。



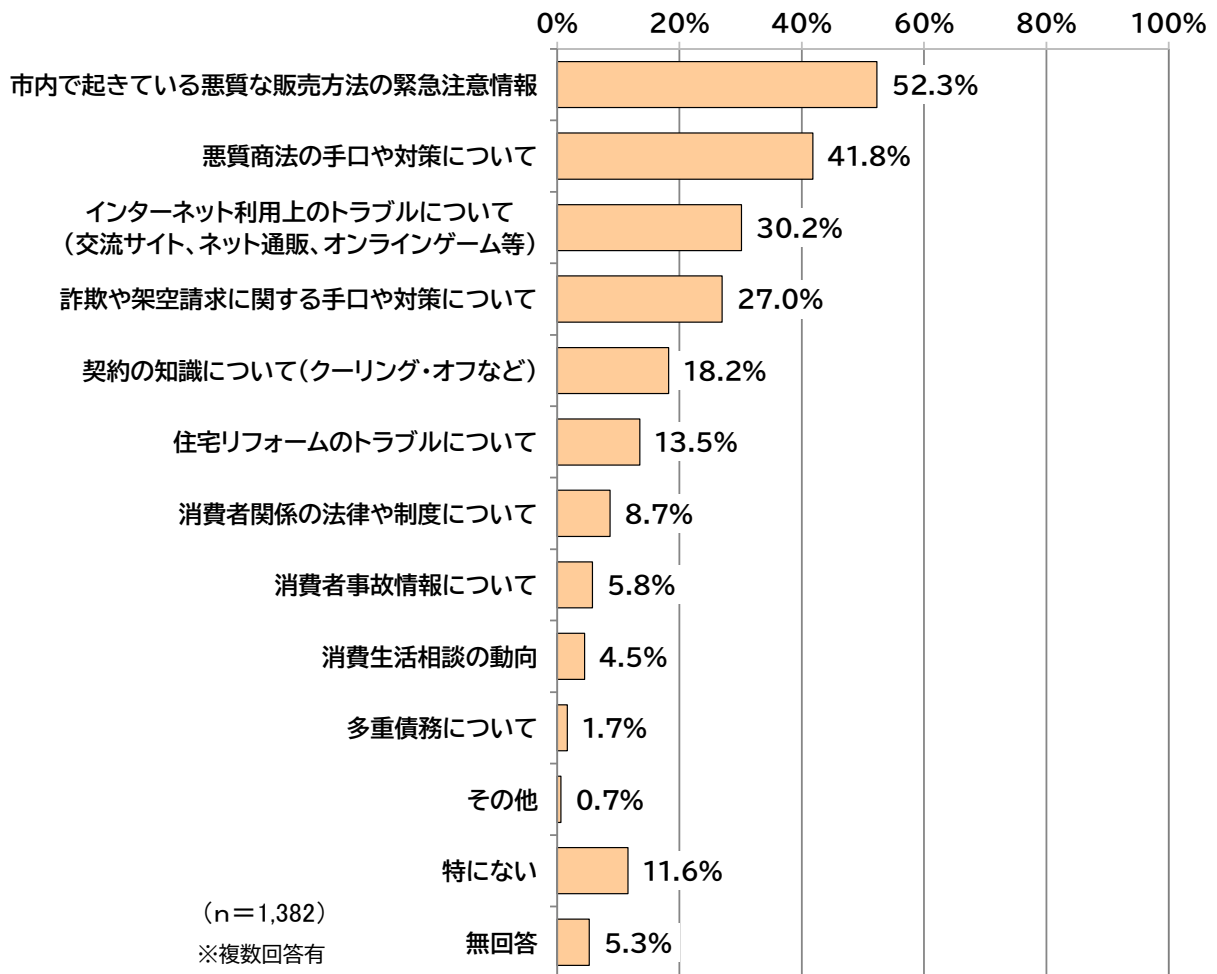
・「日常生活を送るうえで心配な方や、高齢、障がい、子育て等で困っている方がいたら、できること」については、「見守りや声かけ」が41.5%で最も多く、次いで「災害など緊急時の手助け」が28.4%となっています。



・「消費生活センターの認知度」については、「名称は聞いたことがあるが、業務内容はあまり知らない」が48.8%で最も多く、次いで「名称や業務内容を知っている」が40.5%となっています。

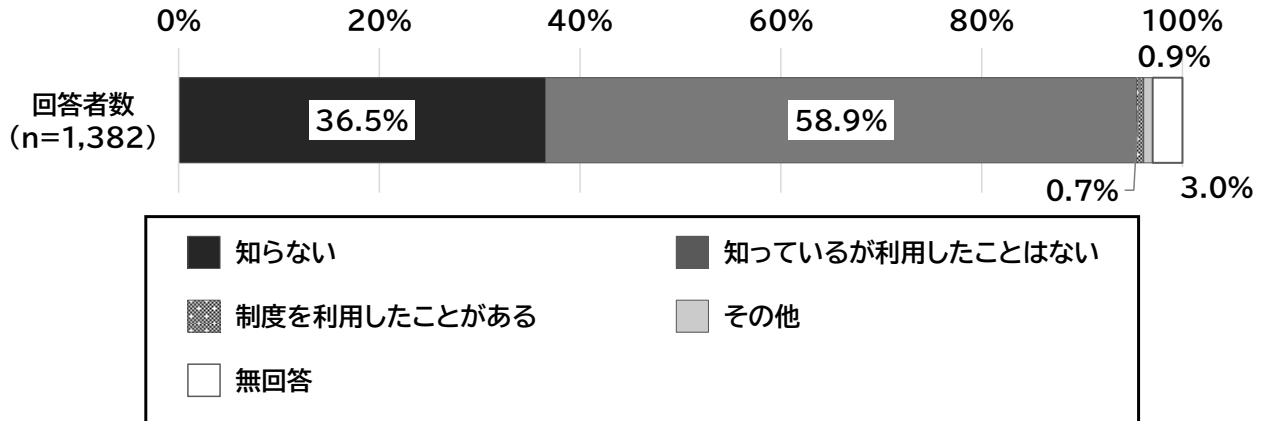


・「消費者問題について知りたい情報」については、「市内で起きている悪質な販売方法の緊急注意情報」が52.3%で最も多く、次いで「悪質商法の手口や対策について」が41.8%となっています。

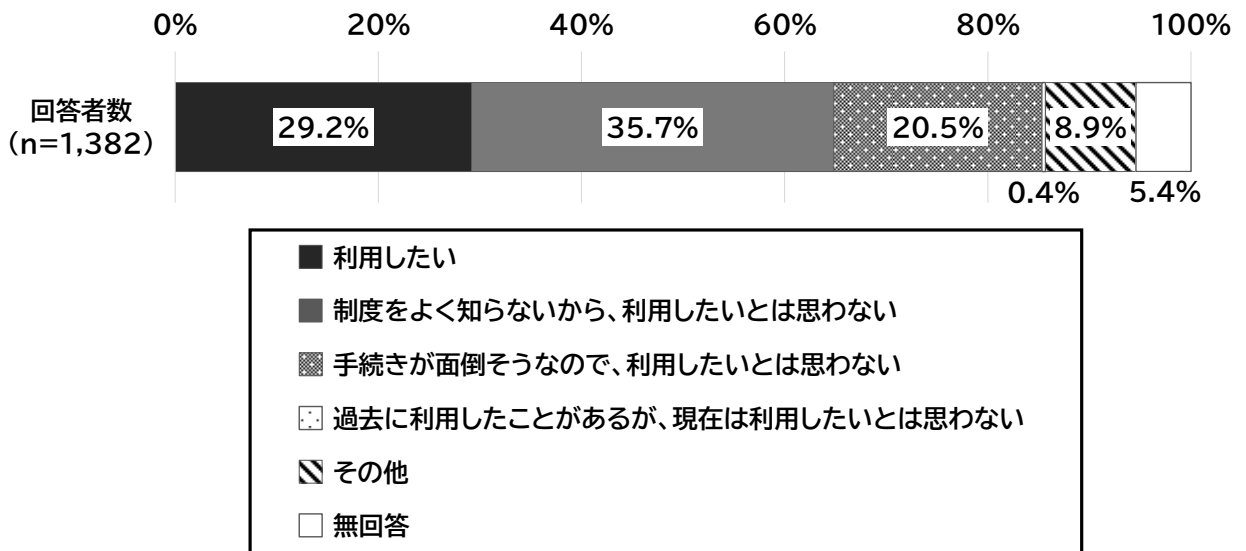


(10) 成年後見制度に関して

・「成年後見制度の認知度」については、「知っているが利用したことはない」が58.9%で最も多く、次いで「知らない」が36.5%となっています。

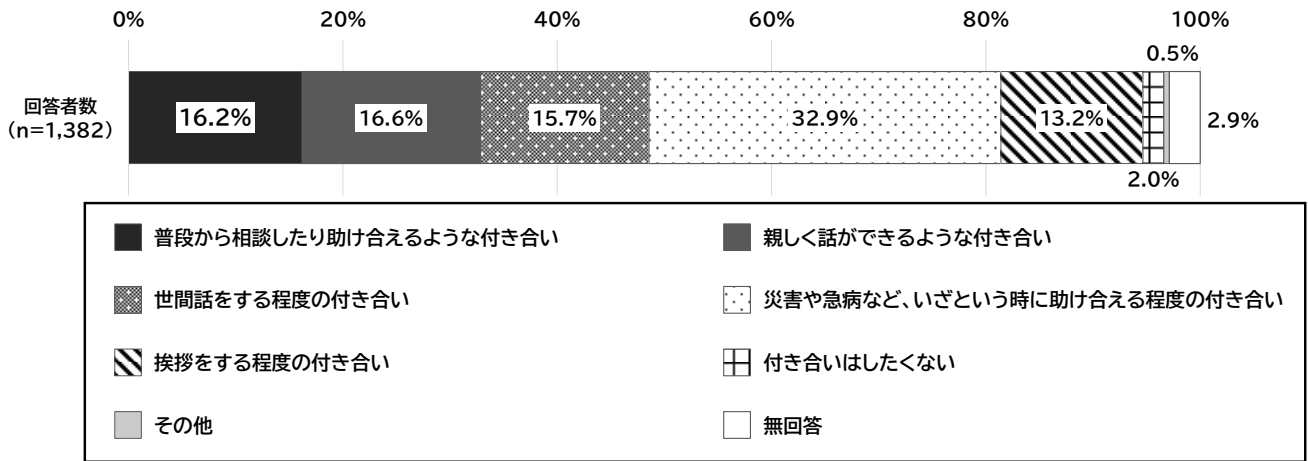


・「成年後見制度を利用してみたいか」については、「制度をよく知らないから、利用したいとは思わない」が35.7%で最も多く、次いで「利用したい」が29.2%となっています。

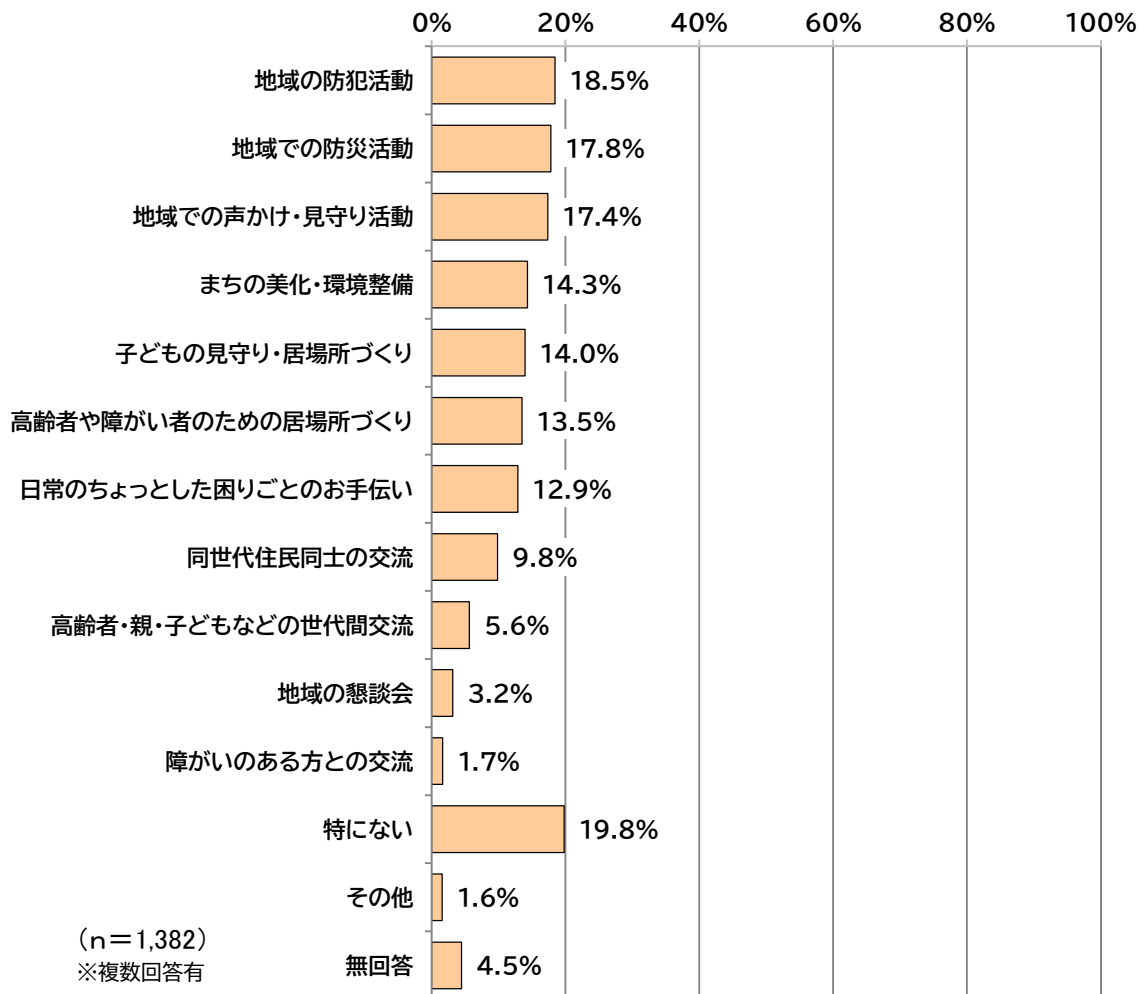


(11) 防災・防犯に関して

・「地域の方との望ましい付き合いの程度」については、「災害や急病など、いざという時に助け合える程度の付き合い」が32.9%で最も多くなっています。

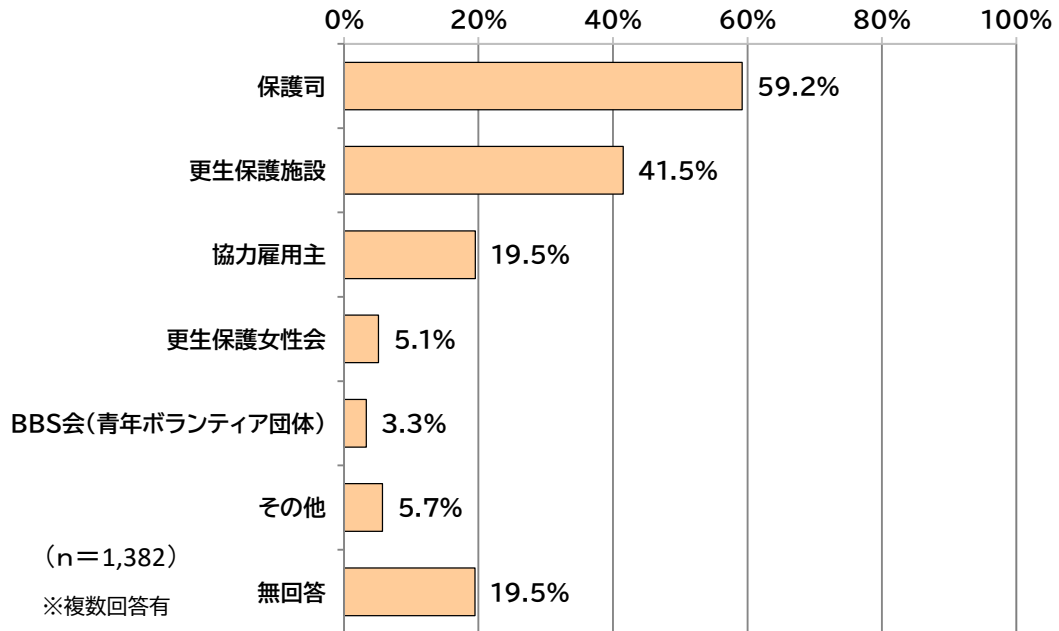


・「今の地域生活で、あったらいいなと思う活動」については、「特にない」の19.8%を除くと、「地域の防犯活動」が18.5%、次いで「地域での防災活動」が17.8%となっています。



(12) 再犯防止に関して

・「再犯しないよう協力する民間協力者の認知度」については、「保護司」が59.2%で最も多く、次いで「更生保護施設」が41.5%となっています。一方で、「更生保護女性会」は5.1%、「BBS会(青年ボランティア団体)」は3.3%と認知度が低くなっています。



3) 地域福祉における現状と課題のまとめ

統計でみる鴻巣市の現状や地域福祉に関する市民アンケート調査の結果から、鴻巣市の地域福祉における現状と、第4次鴻巣市地域福祉計画・鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画において求められている主な課題として、以下のように整理しました。

地域福祉の担い手や活動に関する情報・PRに関して

【市民アンケート調査の結果】



- ・「地域の方との付き合いはほとんどない」と回答した人が11.0%となっています。理由としては「日中、仕事などで家にいないので、知り合う機会がない」が44.1%で最も多く、次いで「付き合いをはじめるときかけがない」が19.7%となっています。
- ・行事や活動に「全く参加していない」という回答が27.9%となっています。参加していない理由として、「どのような行事や活動があるか知らないから」が29.6%となっています。
- ・「地域活動やボランティア活動を活発にしていくために必要だと思うこと」で、「学校教育の一環として地域活動やボランティア活動を活発に行う」が25.5%となっています。
- ・「鴻巣市社会福祉協議会の活動で重要と考えられる取組」は、「ボランティア活動」(49.1%)、「住民同士による見守り活動」(37.0%)、「身近な居場所づくり(サロン活動)」(36.5%)と、担い手や活動に関する取組を中心に挙がっています。



【主な課題】

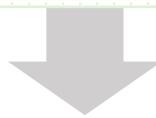
- 情報やきっかけ不足により、地域への関わりや活動に参加する機会が失われている傾向がみられる。
- 学校教育や鴻巣市社会福祉協議会の取組等を通じて、地域活動やボランティア活動を活発にしていくことが求められている。

暮らしの困り事や心身の健康、孤立・孤独等に関して



【市民アンケート調査の結果】

- ・「自宅や近所にいる、支援が必要または何らかの深刻な問題を抱えていると思われる人や世帯」については、「高齢者のひとり暮らし」(28.4%)や「近隣や地域と関わりを持たない人や世帯」(13.0%)など、地域から孤立しがちな人が見受けられた結果となっています。また、「家族の間で虐待が疑われる世帯」は2.6%となっています。
- ・「毎日の暮らしの中で感じる悩みや不安」については、「自分や家族の健康に関すること」が48.9%で最も多く、「生活費など経済的問題」が27.6%となっています。
- ・「成年後見制度の認知度」については、「知らない」が36.5%となっており、制度が十分には知られていない現状となっています。



【主な課題】

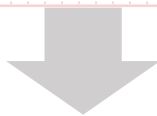
- 地域の中では、周囲から孤立したり、健康や経済的問題など悩みや不安を抱えている人が見受けられ、支援を必要としていても、自ら相談や支援にたどり着くことが困難になっている恐れがある。
- 権利擁護に関する制度（成年後見制度）の周知不足が課題となっている。

見守り・支え合いや、相談支援・包括的な支援に関して



【市民アンケート調査の結果】

- ・「暮らしの中で相談や助けが必要なときに頼みたい相手」として、「相談できる人がいない」と回答した人が2.2%となっています。
- ・「日常生活を送るうえで心配な方や、高齢、障がい、子育て等で困っている方がいたらできること」として、「見守りや声かけ」が41.5%で最も多くなっています。
- ・「今後、地域の中で起こる困り事や心配な事に対して解決する方法」として、「住民と行政や専門機関が協力して一緒に解決したい」が64.0%で最も多くなっています。
- ・「地域で安心して暮らしていくために、地域活動やボランティア活動に期待する役割」として、「地域における見守り活動」が47.1%で最も多くなっています。
- ・消費生活センターについては、「名称は聞いたことがあるが、業務内容はあまり知らない」が48.8%で最も多くなっており、認知度はある程度あるものの、その内容は十分には知られていない現状となっています。



【主な課題】

- 暮らしの中で周囲に相談できる相手がいない人が約50人に1人となっており、身近な地域で気軽に相談できるような窓口や相談支援が重要となっている。
- 地域の困り事等の解決は、住民と行政や専門機関が協力して一緒に解決したいという人が最も多く、また一人ひとりができる事として、見守りや声かけが挙げられているなど、住民の意欲を活かした見守り活動や多様化する地域課題の解決が求められている。
- 消費者保護に関しては、消費生活センターの業務内容の周知向上が課題となっている。

安全・安心の暮らしや地域共生のまちづくりに関して

【市民アンケート調査の結果】



- ・「地域の方との望ましい付き合いの程度」は、「**災害や急病**など、いざという時に助け合える程度の付き合い」が32.9%で最も多くなっています。
- ・「日常生活を送るうえで心配な方や、高齢、障がい、子育て等で困っている方がいたらできること」として「**見守りや声かけ**」が41.5%で最も多く、次いで「**災害など緊急時の手助け**」(28.4%)となっています。
- ・再犯防止関連については、「協力する民間協力者の認知度」は「**保護司**」が59.2%で最も多く、次いで「**更生保護施設**」(41.5%)となる一方、「**更生保護女性会**」(5.1%)、「**BBS会(青年ボランティア団体)**」(3.3%)は認知度が低くなっています。



【主な課題】

- 地域の方との望ましい付き合いとして、「**災害や急病**など、いざという時に助け合える程度」を求める人が多く、また日常の中でできることとして「**見守りや声かけ**」、「**災害など緊急時の手助け**」が挙がるなど、住民主体の地域づくりや地域防災の推進が求められている。
- 再犯防止に関しては、ある程度知られているもののまだ不十分な面も見られ、意識啓発や理解の一層の推進が重要となっている。

第3章

計画の理念・ 目標と体系

1) 基本理念

つながり 重なり 支え合う 地域共生のまち 鴻巣

改正された社会福祉法(平成30(2018)年4月に施行)では、地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する福祉の上位計画に位置づけられました。

また合わせて、「地域共生社会」の考え方が位置づけられました。「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことを言います。

そのため、第4次鴻巣市地域福祉計画・鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画においては、市(行政)による地域福祉の推進と、社会福祉協議会を中心とした民間による助け合い・支え合いの地域づくりの取組とが連携し、包括的な支援体制を構築していくことが重要であることから、本市の地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、理念や取組を共有しながら、地域福祉の推進を図ります。

鴻巣市地域福祉計画は、第6次鴻巣市総合振興計画を上位計画とし、高齢者・障がい者・児童、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する「福祉の上位計画」として位置づけられます。



これらのことから、第4次鴻巣市地域福祉計画・鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画においては、特に地域共生社会の実現に向けた住民主体の地域づくりや、重層的支援体制整備事業等による、断らない相談支援体制の充実などが一層重要となっています。

そのため、第4次鴻巣市地域福祉計画・鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画の基本理念は、「地域共生のまち」鴻巣を目指し、その実現のためには、「つながり・重なり・支え合う社会をつくっていく」という思いから、「つながり 重なり 支え合う 地域共生のまち 鴻巣」としました。

2) 基本目標

基本理念の実現を目指して、推進すべき目標を「つながり 重なり 支え合う」の3つの要素を反映した、以下の4つに設定します。

基本目標1

一人ひとりがつながり 活躍できる地域づくり

市民一人ひとりの地域や福祉への関心や想いを育みます。また、意欲や関心のある人が活動に参加して活躍できる場づくりや情報発信、ふれあい・交流の居場所づくりを促進します。

基本目標2

多様な支援が 重なり合うための仕組みづくり

地域での健康的で自立した生活を実現し、孤立等を防止するための体制や仕組みづくりを充実させます。

基本目標3

地域における 支え合いの輪づくり

地域の中の課題や困りごとを皆で「我が事」としてとらえて解決を図る地域づくりや、困った時の相談を「丸ごと」受けとめる仕組みづくりを推進します。

基本目標4

互いに尊重し合い 共に育む地域づくり

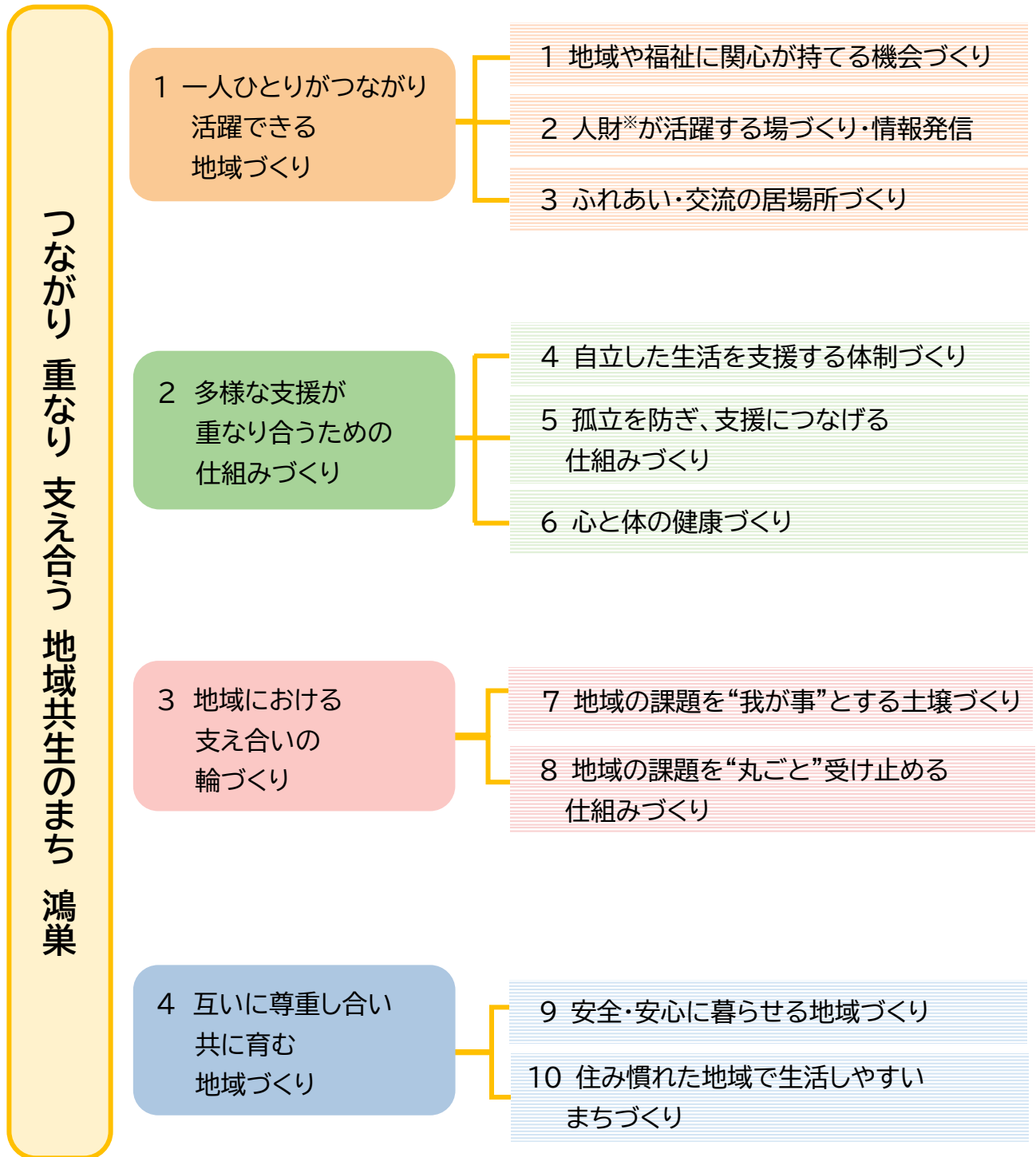
お互いに尊重し合い、誰もが暮らしやすいまちづくりや、地域力を活かした防災・防犯のまちづくりに取り組みます。

3) 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



※「人財」…地域福祉の担い手は、地域の大切な存在(資源・宝物)であることから、人「財」と表記しています。

【取組事項】

- 1 新たな担い手の発掘・育成 **✳**重点取組
- 2 福祉教育の推進

- 3 ボランティア活動の推進と支援
- 4 情報発信機能の強化

- 5 気軽に集まれる居場所づくりの推進
- 6 世代間交流の促進と地域交流の場づくり
- 7 外出支援事業の充実

- 8 住まいや就労の支援
- 9 セーフティネットの推進
- 10 権利擁護体制の充実
- 11 福祉サービスの充実

- 12 支援が必要な人を把握する仕組みの推進 **✳**重点取組
- 13 成年後見制度 **✳**重点取組

- 14 「健康こうのす」の推進と連携
- 15 生きる支援施策の推進と連携

- 16 住民参加による見守り・支え合い等の推進
- 17 地域の生活福祉課題を共有する場づくり

- 18 身近な地域で相談を包括的に受け止める場の充実
- 19 断らない相談支援 **✳**重点取組

- 20 災害時に助け合える地域づくり
- 21 日常的な防犯活動の推進
- 22 再犯防止の推進

- 23 利便性が高く持続可能な公共交通
- 24 誰もが暮らしやすい地域共生社会のまちづくり **✳**重点取組

4) 地域福祉における圏域の設定

地域福祉を進めていく上で、「圏域」(地域の範囲)の捉え方は、身近な隣近所や自治会・町内会などの活動から、鴻巣市全体の活動まで、その取組内容や解決を目指す課題等によって、効果的な範囲を設定しています。

そのため、鴻巣市では、つながりや支え合いの輪が重なり合う地域の実現に向けて、圏域(地域の範囲)の範囲を3つに分けて設定し、範囲ごとに応じた課題の把握や取組を進め、重層的な地域づくりを行っていきます。

- 「**大圏域**」は、鴻巣市全体です。行政と福祉事業者などによる多機関の連携や、庁内における分野横断型の取組を行います。



- 「**中圏域**」は、住民にとってより身近な範囲の圏域です。身近な地区の中で、住民自らが課題を「我が事」として発見して解決を試みたり、生活上の悩みや困りごとの相談を「丸ごと」包括的に受け止める体制づくりや、多機関の協働が必要となります。そのため、第4次鴻巣市地域福祉計画・鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画においては、取組に合わせて4つの中圏域を設定しています。



- 「**小圏域**」は、隣近所や自治会・町内会の範囲など、歩いていけるような近隣の範囲です。住民同士の日常的な見守りや支え合い、ちょっとした困りごとを助け合える関係づくりを進め、時には身近な人のSOSを早期発見し、解決につなげます。



(圏域のイメージ図)

大 圏 域



市全域を対象とした総合的な施策を展開

(市全域を対象とした公的機関の相談・支援、庁内連携、
「鴻巣市支え合い推進会議」の開催、多機関の連携・協働の推進)

中 圏 域

より身近な地域で、それぞれの地域特性に応じた取組を展開
(以下のそれぞれの範囲を単位とした地域課題の発見や解決、
つながり・支え合いの実施等)

- 支部社会福祉協議会(16圏域)
- 支え合い協議体(8圏域)
- 日常生活圏域(5圏域)
(※地域包括支援センターの設置単位)
- 民生委員・児童委員の単位地区(10地区)



小 圏 域

隣近所や自治会・町内会など、身近な近隣の範囲で
日常に根ざした取組を展開

(日頃からのさりげない見守り、防犯や防災の活動、
地域の中のSOS(課題や困難)等の早期発見)



第4章

施策の展開

第4章

施策の展開

基本目標 1

一人ひとりがつながり 活躍できる地域づくり

基本施策1

地域や福祉に関心が持てる機会づくり

●● 取組事項 1 ●● 新たな担い手の発掘・育成 **★** 重点取組

【目標（目指す姿）】

- 地域の中で、「支える側」「支えられる側」の関係を超えて、誰もが地域活動やボランティア活動に積極的に参加しています。
- 地域や一人ひとりの多様性を前提として、個人と個人、個人と地域がつながり支え合いやすくなる地域づくりや新しい形での取組が進んでいます。

【現状と課題】

- ・本市の令和5年の自治会・町内会の加入率は、72.6%となっており、令和元年以降の5年間で年々減少しています。地域の活動現場からは、活動の担い手の高齢化や活動者数の減少の声が挙がっています。
- ・市民アンケート調査では、行事や活動に「全く参加していない」という回答が27.9%となっています。一方で、参加していない理由として、「どのような行事や活動があるか知らないから」が29.6%となっているなど、情報やきっかけがないことが活動への不参加につながっている傾向も見られます。

*

*

*

市民アンケート調査からの意見

「地域の未来を考えると、若者が進んで参加したくなるような取組があると良いと思います。」（20代・男性）



【市で取り組むこと】

・市民の地域福祉への理解を促進し、地域福祉を支えるための取組を支援するとともに、新たな担い手を育成します。

- ①養成講座等を開催し、これからの地域福祉活動を担う潜在的な人材を発掘し育成していくための取組について、社会福祉協議会やその他関係機関と連携し支援していきます。
- ②自治会・町内会をはじめとする地域で活動する団体を支援します。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

・地域福祉にふれるきっかけの場づくりを推進します。

- ①住民が興味・関心のある講座を開催します。
- ②地域に目を向けるきっかけづくりを支援します。

指標

- ・ボランティア養成講座受講生の満足度
- ・ボランティア・NPO活動を行った市民の割合
- ・ボランティア・NPO活動に参加したいと思う市民の割合



個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・地域活動やボランティア活動に関心を持ち、理解したり、協力したりする気持ちを持ちましょう。
- ・自分の関心や興味がもてるものには、無理のない範囲で参加してみましょう。
- ・周囲に活動の魅力や楽しさを伝えていきましょう。

<地域>

- ・地域活動やボランティア活動の取組内容を積極的に周知していきましょう。
- ・多様な形での活動の仕方や関わり方を受入れ、担い手を増やしていきましょう。

●● 取組事項2 ●● 福祉教育の推進

【目標（目指す姿）】

- 子どもの頃からの福祉に関する学びや交流、体験の機会を通じて、市民一人ひとりの福祉に対する理解が深まっています。
- 福祉や地域の福祉活動に対する関心が高まり、活動に積極的に参加したり、困っている人がいたら手を差し伸べられるような人が増えています。

【現状と課題】

- ・福祉教育の現場では、小・中学校の授業の一環で行う福祉体験授業やボランティア体験プログラムなどの取組が行われており、ボランティア団体や障がい当事者の協力を得て様々なプログラムを実施することで福祉への理解が深まっています。
- ・市民アンケート調査では、「地域活動やボランティア活動を活発にしていくために必要だと思うこと」については、「学校教育の一環として地域活動やボランティア活動を活発に行う」が25.5%となっており、誰もが気軽に参加・体験できる福祉教育の機会の重要性がうかがえます。



市民アンケート調査からの意見

「障がいのある方にも気軽に声をかけられるようになりたいですが、声をかけて良いものか悩むことも。お互いにわかりあえると、声をかけたり、手を差しのべやすくなるのかなと思います。」(40代・女性)

「小中学生のうちに(福祉や地域に関する)活動内容を知る機会があればよかったのではと思いました。」(20代・女性)



【市で取り組むこと】

・相互に理解し合い、地域共生の意識の醸成を図るため、福祉教育を推進します。

- ①社会福祉協議会やその他関係機関と連携し、福祉教育の機会を拡大し、福祉への理解や関心を高めます。
- ②一人ひとりの人権が尊重され、意識を高める取組を行います。
- ③福祉教育や体験の提供の「場」を創出します。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

・お互いを理解する心を醸成します。

- ①世代を超えた福祉教育の推進を図ります。
- ②地域で行われている行事に参加し、福祉に関心を持つ人を増やします。

指標

- ・福祉教育の実施数
- ・福祉体験備品の貸出件数



＼ 小学校での福祉教育 ／

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・関心や興味もてる体験や学びの機会には、積極的に参加してみましょう。
- ・地域の課題や支援を必要としている人の存在に関心を持ち、理解したり、協力したりする気持ちを持ちましょう。

<地域>

- ・地域活動やボランティア等の活動の中で、福祉に関して皆で学んだり、理解を深める機会を設けましょう。

基本施策2

人財が活躍する場づくり・情報発信

取組事項3 ボランティア活動の推進と支援

【目標（目指す姿）】

- ボランティアをしたい人とボランティアを必要としている人や団体のマッチングが、円滑に行われており、地域の中でのボランティア活動が活発になっています。
- 地域の中で、見守りや手助けが必要な人や、日頃の地域生活での困りごとに対して、住民同士の自発的な支え合いが行われています。

【現状と課題】

- ・鴻巣市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体の活動の幅は、年々広がりを見せています。
- ・市民アンケート調査では、「鴻巣市社会福祉協議会の活動で重要と考えられる取組」として、「ボランティア活動」が49.1%となっており、地域福祉活動における社会福祉協議会の取組として、ボランティア活動が特に重視されている傾向が見られます。

市民アンケート調査からの意見

「以前、社会福祉協議会のボランティア活動でひとり暮らし高齢者に弁当の配達（配食）を行ったことがあり、また機会があれば参加してみたいです。」

（60代・男性）

「退職の近い世代向けにボランティア活動や地域の情報が届くと、退職後に地域で力を発揮することにつながると思います。」（40代・女性）



「ボランティアセンター」とは？

ボランティアをしたい、ボランティアに協力してほしいといったボランティアに関する相談窓口です。ボランティア養成講座や、主に子どもを対象にボランティア体験をする「夏のボランティア体験プログラム」など多様な事業を行っています。

【市で取り組むこと】

・地域の人々が地域活動やボランティア活動に積極的に取り組めるよう支援を行います。

- ①ボランティア、NPOなどの地域福祉活動を担う団体等の活動に対する支援を行います。
- ②ボランティア活動等を行うための「場」を創出します。
- ③ボランティアの育成や活動を促進するとともに、ボランティア養成講座等を開催します。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

・人と人、場と場のつながりを広げる活動を支援します。

- ①ボランティアをしたい人とボランティアを必要とする人をつなげます。
- ②活動者が出会う場をつくることで意欲を高めます。
- ③研修会を開催し、活動者のステップアップを促進します。
- ④研修会等に参加することで、ボランティアコーディネーターの資質向上を図ります。

指標

- ・ボランティアセンター登録団体数
- ・夏のボランティア体験プログラム事業参加者数
- ・ボランティア見本市の来場者数



＼夏のボランティア体験プログラム／

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・地域にある様々なボランティア活動に関心を持ち、「これならできそう」「参加してみたい」と思えるような活動を探してみましよう。
- ・興味のあることや得意なことを活かして、実際に活動に参加してみましよう。

<地域>

- ・ボランティアをしたい人やボランティアを必要としている人や団体のニーズ把握や、地域の中での情報共有・マッチングに取り組ましよう。
- ・ボランティアセンター(ボランティア活動に関する相談支援や活動の情報発信等に取り組んでいる機関)を活用してみましよう。

●●取組事項4●● 情報発信機能の強化

【目標（目指す姿）】

- 様々な媒体による情報発信を通じて、地域活動や福祉に関する情報を求めている人に、分かりやすく適切に情報が届いています。
- 地域活動や福祉に関する情報の入手や、社会福祉協議会について知ることをきっかけとして、地域の福祉活動に関わる人が増えています。

【現状と課題】

- ・市民アンケート調査では、行事や活動に「全く参加していない」人の理由として、「どのような行事や活動があるか知らないから」が29.6%となっており、情報が不足していることが活動に参加していない要因となっている傾向も見られます。
- ・鴻巣市社会福祉協議会について、「名称は聞いたことがあるが、活動内容はあまり知らない」が52.4%で最も多くなっており、一層の認知度向上が重要となっています。

市民アンケート調査からの意見

「今回のアンケートが関心を深める機会になりました。これからは、他人事とは思わず、積極的に情報や活動にアクセスするべきと考えています。」

(40代・男性)

「民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、Liv(リブ)サポねっと等は何をどのように行っているか知りません。もっと積極的な啓蒙があれば良いと思います。」(60代・男性)



「Liv(リブ)サポねっと」とは？

日常生活における多くの困りごとの支援情報や複合的な課題を抱える市民の皆様に必要な暮らしを支える情報を提供し、「つどいの場」や「相談窓口」、「相談支援機関」などの様々な情報を地図上で表示したり、様々な目的に応じて簡単に一括して検索ができるサイトです。サイト名称については、住む(Live)と、暮らし(Living)を支える(サポート)のための地域資源情報検索サイト(ネット)より造語したものです。

【市で取り組むこと】

・誰にでも分かりやすい情報を、誰もが容易に得ることができるよう提供します。

- ①市広報紙「かがやき」をはじめとする市の刊行物や市ホームページ、SNS、Liv(リブ)サポねっと等を活用し、福祉に関する情報をあらゆる世代をカバーする多様な媒体でわかりやすく発信します。
- ②各種行事等を通じての福祉に関する情報発信や、制度の説明会、講習会を積極的に行います。
- ③Liv(リブ)サポねっと、子育て支援アプリなど、誰にでも必要な情報が届くきめ細やかな提供体制の充実に取り組みます。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

・分かりやすい福祉情報の発信と社会福祉協議会の認知度を向上させます。

- ①地域福祉情報を分かりやすく発信する「社協だより」や社会福祉協議会ホームページを充実します。
- ②各種情報ツールを活用し、社会福祉協議会の認知度を高めます。

指標

- ・子育て支援アプリのユーザー数
- ・社会福祉協議会ホームページアクセス数
- ・Liv(リブ)サポねっとへのアクセス数

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・地域や福祉活動に関する情報に、自分が興味を持てるものがないか探してみるなど、関心を寄せてみましょう。
- ・身近な人が知りたい、または必要としていることに関して、自分の知っている情報があれば、提供しましょう。

<地域>

- ・地域の中で、福祉や地域の福祉活動・ボランティア活動等に関する情報を、互いに共有したり、様々な媒体で発信することなどに取り組んでみましょう。

基本施策3

ふれあい・交流の居場所づくり

●● 取組事項5 ●● 気軽に集まれる居場所づくりの推進

【目標（目指す姿）】

- 高齢者や障がいのある人、介護・子育て中の人など、様々な立場の人が、いつでも気軽に集える場所が身近にあり、地域に自分の「居場所」だと思える場所が増えていきます。

【現状と課題】

- ・市民アンケート調査では、「今の地域生活で、あったらいいなと思う活動」では、居場所関連では「子どもの見守り・居場所づくり」(14.0%)、「高齢者や障がい者のための居場所づくり」(13.5%)などが挙がっているなど、様々な立場の人に合った居場所が求められています。
- ・「鴻巣市社会福祉協議会の活動で重要と考えられる取組」として、「身近な居場所づくり(サロン活動)」(36.5%)が上位に挙がっているなど、居場所や交流の機会に対するニーズの高さもうかがえます。

市民アンケート調査からの意見

「不登校になると、子どもは(社会の中に)居場所が見つけにくくなってしまう。」
(40代・女性)

「地域の公民館などを利用して、地域住民や高齢者などが気軽に集まってお茶飲みや、話し合いなどできるような場づくりと、そのような場所のお世話役としてボランティアの人がいれば良いと思います。」(70代・女性)



【市で取り組むこと】

・いつでも気軽に集える居場所づくりを支援します。

①地域の誰もが気軽に利用でき、交流や相談ができる場となる居場所づくりを支援します。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

・顔の見える場づくりを推進します。

①住民の気運を高めサロン活動につなげます。

②身近な居場所であるサロン活動の充実を図ります。

指標

- ・地域子育て支援拠点の利用実績
- ・サロン活動助成金交付団体数
- ・新規立上げサロン活動助成金交付団体数
- ・地域活動支援センター年間利用者数

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

・身近に自分が関心の持てそうな場やイベントがあれば、気軽に参加したり、友達を誘って一緒に参加するなどしてみましよう。

<地域>

・地域の中に、誰でも参加できるような居場所をつくったり、開設や運営に関して鴻巣市社会福祉協議会に相談したり、居場所をつくりたい人や団体のために場所を提供するなど、できることから取り組んでみましよう。

●● 取組事項6 ●● 世代間交流の促進と地域交流の場づくり

【目標（目指す姿）】

- 世代等に関わりなく、誰もが共に交流し、語り合う機会が身近な地域の中にあることで、世代間・住民同士のお互いの理解が深まっています。

【現状と課題】

- ・市民アンケート調査では、「地域の方との付き合いはほとんどない」と回答した人が11.0%となっており、地域の中でほとんど交流を持たない人が1割以上いる結果となっています。
- ・「地域の方との付き合いはほとんどない」人の理由としては、「付き合いをはじめるきっかけがない」が19.7%となっており、地域生活の中で交流する機会が不足している傾向が見られます。

市民アンケート調査からの意見

「ひとり暮らしの若者や高齢者が増えていると思うので、そういう人たちがコミュニケーションを取れるイベントなどをできたらと思います。」(30代・男性)

「小さい子どもと一緒に参加できるイベント等が増えてほしいです。」(30代・男性)



「ふれあい広場(福祉イベント)」とは？

障がいの有無や年齢に関わらず、どんな人も共にふれあい、語り合う中でお互いを理解するきっかけの場として、地域福祉に対する問題意識が育ち、障がい者理解の輪が広がることの第一歩になることを目的として開催する福祉イベントです。

【市で取り組むこと】

・子どもから高齢者まで、世代を超えた交流が図られるよう支援します。

- ①地域生活の中で、様々な世代が集う機会を拡大し、交流を促進します。
- ②地域活動団体の活動内容、居場所や拠点等の周知と啓発を図ります。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

・出会い・ふれあい・交流の場づくりを推進します。

- ①楽しみながら誰もが互いを理解する場づくりを推進します。
- ②様々な世代が出会い、尊重し、交流する場づくりを推進します。

指標

- ・放課後子ども教室に満足している保護者の割合
- ・ふれあい広場(福祉イベント)来場者数



＼ ふれあい広場 ／

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・地域の祭りやイベントなど、様々な交流の機会に参加してみましょう。
- ・自分が参加して楽しかった交流機会があれば、周囲にも紹介してみましょう。

<地域>

- ・地域の中で、気軽に参加できる行事や交流の場を作ると共に、積極的な情報発信を行い、より多くの人に知ってもらえるよう工夫してみましょう。

●●取組事項7●● 外出支援事業の充実

【目標（目指す姿）】

- 高齢者や障がい者などに対する理解が深まり、外出支援のボランティアや、困っているときのさりげない声かけなどが、積極的に行われる地域になっています。
- 様々な理由から外出が困難な人に対して、フラワー号(コミュニティバス)や、ひなちゃんタクシー(デマンド交通)、こうのす乗合タクシーなどを含む、移動のための手段や支援が地域の中で充実しています。

【現状と課題】

- ・「第7期鴻巣市障がい福祉計画」及び「第3期鴻巣市障がい児福祉計画」の策定に関するアンケート調査では、外出の際に困っていることとしては、「障がいのある人に対する一般の人の理解が少ない」が最も多くなっています。また、「他人との会話が難しい」、「他人の視線が気になる」なども上位に挙がっています。
- ・今後、少子高齢化が進み、高齢や障がいなどの理由から外出が困難になる人が増えることも予想されることから、支援が必要な人に対する理解促進や、外出や移動時の見守り・助け合い、送迎等の外出支援サービスの充実などが重要となっています。

市民アンケート調査からの意見

「障がいのある人やひとり住まいの高齢者が、気軽に外出できる場所や、その場所にひとりでも行ける交通手段が重要だと思います。」(70代・男性)



【市で取り組むこと】

・誰もが地域の中で暮らし、住み続けることができるよう、外出の支援を図るとともに移動手段を確保します。

- ①外出困難者の外出機会の支援や、介護者の負担軽減を支援します。
- ②コミュニティバスやデマンド交通機関事業との連携を図り、市民の移動手段を確保します。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

・閉じこもりがちな人の外出する気持ちを醸成します。

- ①地域福祉情報を発信することで外出のきっかけをつくります。
- ②在宅の高齢者や心身障がい者(児)などの外出を支援するため、車いすの貸出を行います。

指標

- ・このす乗合タクシー利用件数
- ・車いす貸出件数
- ・移動支援事業利用登録者数

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

・まちで困っている人を見かけたら声かけをする、コミュニティバスを利用する、外出支援のボランティアの研修の受講など、できそうなことから取り組んでみましょう。

<地域>

・地域の中で、高齢者や障がい者などに対する理解が深まるような機会をつくり、買い物や移動を地域で助け合って解決できるような方法を考えてみましょう。

基本目標 2

多様な支援が 重なり合うための仕組みづくり

基本施策4

自立した生活を支援する体制づくり

●● 取組事項8 ●● 住まいや就労の支援

【目標（目指す姿）】

- 地域生活の中で欠かせない「住まい」と「仕事」が、一人ひとりの状況や希望に合った形で実現しています。
- 高齢者や障がいのある人、介護・子育て中の人などを含む、様々な立場の人に対する理解や支援の輪が広がり、誰もが分け隔てなく、希望する住まいや就労を実現する機会が得られています。

【現状と課題】

- ・市民アンケート調査では、「毎日の暮らしの中で感じる悩みや不安」として「生活費など経済的問題」が27.6%となるなど、生活費や経済的な問題は暮らしの中での身近な困りごととなっています。
- ・「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 在宅介護実態調査 在宅生活改善調査」では、「生活の維持が難しくなっている理由」として、介護のために「家族等の就労継続が困難になり始めたから」が挙がっています。
- ・「第7期鴻巣市障がい福祉計画」及び「第3期鴻巣市障がい児福祉計画」の策定に関するアンケート調査では、障がい者が働くために大切な環境整備として、「事業主や職場の人達が障がい者雇用を理解していること」、「就労の場を斡旋したり相談できる場が整っていること」が挙がっています。
- ・これらの現状から、一人ひとりが希望する仕事や住まいを実現するためには、周囲の理解や協力、また相談できる場所の充実などが課題となっています。

* * *

* * *

* * *

市民アンケート調査からの意見

「空家を利用するなどして、生活が厳しいひとり暮らしの人も住めるような場所をつくってほしいです。」(60代・女性)

「障がい者の就労支援をもっと充実してほしいです。」(60代・女性)



【市で取り組むこと】

・誰もが安心して住み慣れた地域で生活できるよう、支援します。

- ①高齢者・障がい者・子育て世帯・生活困窮者など、住宅の確保が難しい人が、地域で安心して暮らせるよう、その支援に取り組む関係機関と連携し、住まいの確保につなげます。
- ②就労を希望し、その支援が必要な人に対して、生活困窮者自立相談支援センターやハローワーク、障がい者就労支援センター、シルバー人材センター等の関係機関と連携し、就労支援の充実を図ります。
- ③高齢者や介護者の就労継続を支援します。

指標

・就労支援・住居確保支援に関する諸制度の周知回数(累計)

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

・住まいや仕事について、相談できる窓口があることや、市などで行っている支援があることを日頃から知っておきましょう。

<地域>

・地域の中で、住まいや仕事などに困っている人がいたら、活用できる窓口や制度を教えてあげるなど、困った時に必要となる情報を共有しましょう。

●●取組事項9●● セーフティネットの推進

【目標（目指す姿）】

- 経済的な問題に加え、就労・住まい・子どもの教育・介護など様々な生活課題を抱えることの多い、生活困窮者の人や生活保護世帯に対して、自立したその人らしい生活となるための包括的かつ継続した支援が行われています。

【現状と課題】

- ・市内の生活困窮者自立相談支援事業の相談件数は、平成30年度(822件)に比べると、増加傾向(令和4年度は1,641件)となっています。
- ・市内の生活保護の被保護世帯は、平成27年度(597件)に比べると、増加傾向(令和4年は683件)となっています。
- ・市民アンケート調査では、「毎日の暮らしの中で感じる悩みや不安」として、「自分や家族の健康に関すること」(48.9%)、「介護に関すること(高齢者、障がい者など)」(32.7%)、「生活費など経済的問題」(27.6%)となるなど、暮らしの中での困りごとは多岐にわたっており、様々な課題が重なった際に、誰にでも生活困窮に陥るリスクもあることが考えられます。

市民アンケート調査からの意見

「高齢者で障がい者の親を介護しているが、仕事を辞める事になったり、貯金もなくなったりしている。生活が大変な人達がこの世の中にはたくさんいる事もわかってほしい。」(50代・女性)



【市で取り組むこと】

・生活困窮者に対し、包括的な支援を行います。

- ①生活困窮者に対し、自立に関する相談支援や、就労に関する支援などを行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。
- ②生活保護の適正実施を進めるとともに、生活保護受給者に対し、就労可能世帯での自立を目指します。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

・自立した生活を送るための支援をします。

- ①生活困窮者に対して現物給付による支援をします。
- ②地域活動者と連携した支援体制を充実します。
- ③経済的な課題を抱える世帯に対し、資金の貸付や援護金の交付により自立を支援します。

指標

- ・フードバンクや子ども食堂へあてた社会福祉協議会への物品寄付件数
- ・福祉資金貸付の償還率
- ・自立支援プランで改善がみられた終了者数

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・いざという時の制度や相談窓口について知ると共に、身近な人が生活課題を抱えている場合には、話を聞いたり、必要があれば制度や相談窓口を教えてあげましょう。

<地域>

- ・経済的な問題などを抱えた人がさらに生活困窮に陥るなど、問題が深刻化するまえに対応や相談ができるように、日ごろから関係機関や市・鴻巣市社会福祉協議会との連携を図りましょう。

「福祉資金」とは？

低所得世帯に対し、資金貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営めるよう支援することを目的とした市社会福祉協議会独自の小口資金貸付です。

●●取組事項10●● 権利擁護体制の充実

【目標（目指す姿）】

- 成年後見制度などの仕組みの活用や、虐待を「しない、させない、見逃さない」体制などが地域に浸透しています。
- 高齢者、障がいのある人、子どもなどの権利や利益が十分に保護され、安心して地域生活を送ることができています。

【現状と課題】

- ・市民アンケート調査では、「成年後見制度の認知度」については、「知らない」が36.5%となっており、制度がまだ十分には知られていない現状となっています。
- ・「自宅や近所にいる、支援が必要または何らかの深刻な問題を抱えていると思われる人や世帯」については、「高齢者のひとり暮らし」(28.4%)や「近隣や地域と関わりを持たない人や世帯」(13.0%)など、地域から孤立しがちな人が見受けられる結果となっているほか、「家族の間で虐待が疑われる世帯」は2.6%となっています。
- ・これらの現状から、誰もが安心して地域生活を送るためには、権利擁護の仕組みの充実と、適切な制度利用に向けた周知が重要となっています。

市民アンケート調査からの意見

「現在、認知症の夫の介護をしています。デイサービスを受けてほしくても言うことを聞いてくれない夫に手をやいています。言葉のDV(ドメスティック・バイオレンス/配偶者等からの暴力)はしょっちゅうです。先々のことを考えると不安がありません。」(70代・女性)



【市で取り組むこと】

・誰もが個人として尊重され、安心・安全に暮らせるまちを目指します。

- ①権利擁護支援、成年後見制度の利用を促進するため、その中心的な役割を担う機関の設立を進めます。
- ②意思決定支援等による権利行使の支援を推進します。
- ③地域の見守り活動や、虐待防止に取り組む地域づくりの支援を行います。

指標

・要援護高齢者等支援ネットワークの登録団体数

＊

＊

＊

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・成年後見制度など、権利擁護についての理解を深めましょう。
- ・周囲で虐待が疑われる場面を見かけた場合には、関係機関に連絡・通報しましょう。

<地域>

- ・成年後見制度などの仕組みの周知や、虐待を「しない、させない、見逃さない」地域づくりなどに取り組みましょう。

●●取組事項11●● 福祉サービスの充実

【目標（目指す姿）】

- 高齢者の福祉・障がい者の福祉・児童の福祉など、各分野において福祉サービスが充実しており、地域で福祉サービスを必要とする人が、必要なサービスを受けることができる体制が整っています。

【現状と課題】

- ・市民アンケート調査では、福祉サービスに関する情報の入手先は、「市の広報紙やホームページ、SNS等」が43.5%で最も多く、次いで「自治会・町内会の回覧板」が25.7%となっています。
- ・福祉について知りたい情報については、「高齢者や障がい者(児)福祉サービスの情報」が38.7%で最も多く、次いで「介護保険制度についての情報」が36.3%となっているなど、福祉サービスの充実に加え、サービスに関する情報が必要な人に、適切にかつ分かりやすく届くための情報発信が期待されています。

*

*

*

市民アンケート調査からの意見

「子育て世帯・ひとり親世帯・高齢者への支援に力を入れてほしい。支援を必要とする人皆に届く取組をしてほしい。」(30代・女性)

「福祉サービスの情報を具体的にわかりやすく知らせてもらえたら、利用したい時にスムーズに行える気がします。」(60代・女性)



【市で取り組むこと】

・誰もが住みなれた地域で自分らしく生活を送ることができるよう、福祉サービスの充実を図ります。

- ①誰もが必要な福祉サービスに関する情報が得られるよう、市広報紙「かがやき」や市ホームページ、SNS、Liv(リブ)サポねっと等のほか、手に取りやすい冊子など、多様な媒体を用いて分かりやすく中身の伝わる情報提供を行います。
- ②事業所職員の研修の参加等を通じ、福祉サービスの質の確保と向上に取り組めます。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

・その人らしく生活し続けるための支援をします。

- ①判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用を支援します。
- ②必要な情報を求めている人に届くよう「社協だより」、ホームページの充実を図ります。

指標

- ・福祉サービス利用援助事業における支援回数
- ・福祉サービスの満足度

*

*

*

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・一人ひとりが福祉サービスや制度について関心を持ち、必要に応じて適切なサービスを利用できるようにしましょう。

<地域>

- ・福祉サービス等を提供する事業者と地域が、地域活動やイベント等の機会を通じて日頃から関わりを持ち、顔の見える関係を築きましょう。

基本施策5

孤立を防ぎ、支援につなげる仕組みづくり

●●取組事項12●● 支援が必要な人を把握する仕組みの推進  重点取組

【目標(目指す姿)】

- 支援が必要でありながらも、自ら相談や福祉サービスなどにたどり着くことが困難である人が、地域の中で適切に把握され、必要な支援につなげるような仕組みが充実しています。
- 支援が必要な人が適切かつ包括的な支援が受けられるよう、日頃から地域の中や関係機関において、連携が図られています。

【現状と課題】

- ・市民アンケート調査では、「暮らしの中で相談や助けが必要なときに頼みたい相手」として、「相談できる人がいない」と回答した人が2.2%となっています。
- ・「支援が必要または何らかの深刻な問題を抱えていると思われる人や世帯」については、「高齢者のひとり暮らし」が28.4%で最も多く、次いで「近隣や地域と関わりを持たない人や世帯」が13.0%となっています。
- ・これらの現状から、何かしらの困難や生活上の課題を抱えた時に、支援が必要でありながらも、当事者が自らSOSを出しづらい、また周囲からも把握が難しい傾向が見られます。

＊

＊

＊

市民アンケート調査からの意見

「家の近くに高齢の方や障がいのある方がいたら、近過ぎず、離れ過ぎずで、困り事などの話ができる人を何人かつくっておくような、いいアイデアがあれば孤立しないで済むのではないかと思います。」(50代・女性)



【市で取り組むこと】

・「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指していきます。

- ①孤独・孤立に至っても、支援を求める声を上げやすい環境づくりを推進します。
- ②状況にあわせた切れ目のない相談支援体制を整備します。
- ③人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行います。
- ④孤独・孤立対策における関係機関の連携を強化します。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

・把握した情報を必要な支援につなげ、安心した生活を支援します。

- ①地域に出向き、生活課題を抱える人を把握するための体制づくりに努めます。
- ②生活課題を抱える人を必要な支援につなぐため、関係機関との連携を深めます。

指標

- ・関係機関の会議・研修への参加回数
- ・近隣とのコミュニケーション・交友関係が構築されている市民の割合

-----*

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・近隣同士で、無理のない範囲で顔の見える関係を築き、普段からのさりげない見守りやいざという時の声かけにつなげましょう。

<地域>

- ・地域で福祉活動に関わる人や団体同士が日頃からつながりを持ち、地域の中で支援を必要としている人を把握した際には、連携できるようにしましょう。

【目標(目指す姿)】

- 成年後見制度を必要とする人が、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されています。
- 判断能力が十分でない人が、成年後見制度の仕組みや地域のつながり・支え合いの中で、権利を侵害されることなく安心して暮らしています。
- 成年後見制度の利用が必要な人もそうでない人も、地域の一員として住み慣れた地域で自分らしく生活をする事ができています。

【現状と課題】

- ・市民アンケート調査では、成年後見制度については、「知らない」が36.5%となっています。
- ・今後の利用意向については、「制度をよく知らないから、利用したいとは思わない」が35.7%で最も多く、制度の利用促進のためには、周知が課題となっている傾向が見られます。

成年後見制度に関するアンケート調査からの意見

- ・「制度について、良く知りたいです。」
- ・「経験談等(実際に利用して問題は起こらないかなど)を知りたいです。」
- ・「自分でもよく勉強しなくてはいけないと思いました。」



【市で取り組むこと】

・誰もが、尊厳ある自分らしい生活を続けることができるための仕組みをつくります。

- ①成年後見利用促進制度支援体制の整備を行い、制度の普及を行います。
- ②誰もが分かりやすい成年後見制度利用促進の周知・啓発を行います。
- ③成年後見制度利用促進を踏まえた需要に対応していくため、市民後見人等の育成と活用を推進します。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

・社会福祉協議会が後見人となる法人後見を推進します。

指標

- ・法人後見の受任件数
- ・市民後見人の登録者数
- ・成年後見制度の利用者数(各年10月1日時点)

＊

＊

＊

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・成年後見制度など、権利擁護の仕組みについて理解を深めましょう。

<地域>

- ・判断能力が十分でない人を、見守り支え合える地域づくりに取り組みましょう。

●●取組事項14●● 「健康こうのす」の推進と連携

【目標（目指す姿）】

- 性別や年齢、病気や障がいの有無にとらわれず、全ての市民が、毎日をいきいきと健やかに、充実して過ごすことができます。
- 地域のつながりを活かした健康づくりの活動が、市民主体で様々な形で行われています。

【現状と課題】

- ・「令和4年健康づくりアンケート」では、「健康的な生活習慣を実践できる市民の割合」が、平成29年度(68.7%)に比べて数値が改善している(72.3%)結果となっています。
- ・一方で、市民アンケート調査では、「毎日の暮らしの中で感じる悩みや不安」について、「自分や家族の健康に関すること」が48.9%で最も多くなっており、心身の健康は、一人ひとりがいきいきと自分らしく地域で生活するうえでは、変わらず重要な課題となっています。
- ・「令和4年度健康づくりアンケート」では、「地域でお互いに助け合っていると思う市民の割合」が、平成29年度(57.8%)に比べて数値(30.2%)が減少しており、希薄化が進んでいます。

*

*

*

市民アンケート調査からの意見

「現在は、夫婦元気で趣味を楽しんでいます。健康寿命を延ばす活動を進める事が大切でないでしょうか。」(70代・男性)

「私の地区には高齢者が運動する場所がありません。運動不足は足腰が弱ります。」(80代・男性)



【市で取り組むこと】

- ・様々な取組によって市民の生活習慣を向上させ、市民一人ひとりがいきいきと健やかで充実した生活を送れる「健康こうのす」の実現を目指します。
- ・市民の健康づくりを推進するため、市民、地域、関係機関と連携・協働し、健康づくりに取組やすい環境づくりを支援します。
- ・健康づくりをめぐる社会状況等の変化を踏まえた適切な情報を提供し、市民の健康意識の向上を図って普及啓発活動を推進します。
- ・各種健康教室やイベントの実施を通じ、市民一人ひとりの健康に対する意識の向上に取り組めます。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

- ・充実した生活を送り、人と地域がつながる活動を支援します。

- ①作品展を通じ、生きがいづくりを支援します。
- ②地域のサロン活動を通じた健康づくりを支援します。



＼ いきがい作品展 ／

指標

- ・健康のために市民が取り組んでいる生活習慣の項目数(全14項目)
- ・いきがい作品展参加団体(者)の満足度

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・一人ひとりのライフステージに応じた健康づくり(運動・休養・食生活等)に取り組みましょう。

<地域>

- ・地域の中で、人と人とのつながりや地域資源(場所・人材等)を活かした地域ぐるみの健康づくりに取り組みましょう。

「いきがい作品展」とは？

高齢者や障がい者等の健康増進や生きがいづくり、世代間の交流を目的としたイベントです。

●●取組事項15●● 生きる支援施策の推進と連携

【目標（目指す姿）】

- 一人ひとりが命を大切にし、共に支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良い地域が実現しています。

【現状と課題】

- ・鴻巣市の自殺者数と死亡率の推移としては、令和2年に自殺死亡率25.34(30人)と大幅な増加となりましたが、令和4年には9.35(11人)と減少傾向になっています。
- ・鴻巣市において特に自殺の可能性が高い対象者(ハイリスク群)として、これまでの自殺者の事例から、「高齢者」・「生活困窮者」・「勤務・経営」が該当すると指摘されています。
- ・これらの現状から、誰もが気軽に相談できる体制づくりや、ゲートキーパー等の人材育成、子ども・若者・女性・男性・高齢者などそれぞれの立場に合った支援が求められています。

市民アンケート調査からの意見

「高齢者で障がい者の親を介護しているが、仕事を辞める事になったり、貯金もなくなったりしている。生活が大変な人達がこの世の中にはたくさんいる事もわかってほしい。」(50代・女性) ※再掲



「友愛電話」とは？

市内在住のひとり暮らし又は日中独居の高齢者で希望する方に、友愛電話ボランティアの電話での友愛訪問により、孤独感の解消を図ります。

【市で取り組むこと】

- ・「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、高齢者、生活困窮者、勤務・経営に焦点を絞って取り組みます。
- ・自殺の危険性の高い人の早期発見、対応を図るため、自殺に関する正しい知識や適切な対応・連携を図ることのできる人材の育成に取り組みます。
- ・自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、普及啓発活動を推進します。
- ・市民自らが、周囲の人間関係の中で、不調に気づき、助けを求めることが適切に実現できるための教育や啓発を図ります。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

- ・孤立・孤独にさせないための支援を充実します。
- ①住民同士がつながる活動を支援します。
 - ②友愛電話により孤独感の解消を図ります。
 - ③経済的困窮や日常生活上の悩み、介護や障がいに対する不安への相談に応じます。

指標

- ・「ゲートキーパー」という言葉を知っている市民の割合
- ・友愛電話利用者の満足度

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・周囲に悩んでいる人がいたら、やさしく声をかけてあげましょう。
- ・自殺に対する誤った認識や偏見を持たないように心がけましょう。

<地域>

- ・自殺に対する誤った認識や偏見を払しょくし、暮らしの中で危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが適当であるということを、地域の中で共通認識としていきましょう。

基本目標 3

地域における 支え合いの輪づくり

基本施策7

地域の課題を“我が事”とする土壌づくり

●● 取組事項16 ●● 住民参加による見守り・支え合い等の推進

【目標(目指す姿)】

- 日頃から近隣同士の挨拶や見守りの活動があり、何かあった際にはお互いに声をかけあえる、ゆるやかなつながりがつくられています。

【現状と課題】

- ・鴻巣市内では、**支部社会福祉協議会**と**鴻巣市社会福祉協議会福祉見守り員**などの活動者が連携しながら、地域の実情に寄り添った見守り活動が進められてきました。
- ・市民アンケート調査では、日常生活を送るうえで心配な方や、高齢、障がい、子育て等で困っている方がいたら、できることについては、「見守りや声かけ」が41.5%で最も多くなっています。
- ・「地域で安心して暮らしていくために、地域活動やボランティア活動に期待する役割」としては、「地域における見守り活動」が47.1%で最も多くなっています。
- ・消費生活センターについては、「名称は聞いたことがあるが、業務内容はあまり知らない」が、48.8%で最も多くなっており、認知度はあるものの、その内容は十分に知られていない現状となっています。
- ・今後は、地域の中での見守り活動を住民の意欲や主体性を活かしてさらに展開していくことが期待されています。

市民アンケート調査からの意見

「子どもの宿題を見守る活動を活発化させるといいと思います。」(10代・女性)

「高齢者同士などで、日時などを決定せずに、お互いを見守りおだやかな生活を送ればと思います。」(70代・女性)

「共働き世帯が増えている中、自治会やPTAに負担を求めるのは限界がある。地域に押しつけるのではなく、サポートする人とされる人のネットワークをつくり、利用しやすいシステムをつくる必要があると思う。」(40代・女性)



【市で取り組むこと】

・身近な地域での見守りと支え合いを支援していきます。

- ①自治会・町内会、民生委員・児童委員の活動支援や、高齢者あんしんみまもりサービスなど見守り体制づくりを進め、誰もが孤立しない地域づくりを進めます。
- ②高齢者や障がい者、子育てを地域全体で支援する体制づくりを進めます。
- ③要援護高齢者等支援ネットワークの周知啓発を行い、虐待や消費者被害の早期発見から支援につながる仕組みづくりを進めます。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

・お互い様の気持ちで進める住民活動を充実します。

- ①住民主体の見守り活動を推進します。
- ②住民同士の支え合いを推進します。
- ③食事サービスを通じての安否確認を推進します。

指標

- ・高齢者あんしんみまもりサービスの利用実人数
- ・社協福祉見守り員による見守り活動の希望者数
- ・鴻巣市地域支え合い事業「思いやりの輪」の利用回数

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・日頃からゆるやかにつながりながら、無理のない範囲で声をかけ合い、何かあったら助け合える関係づくりを心がけてみましょう。

<地域>

- ・地域の中で、見守りや声かけの活動に取り組みましょう。また、それらの活動への参加を地域の住民に呼びかけ、活動の輪を広げていきましょう。
- ・多様化する消費者トラブルの未然防止のため、高齢者等の見守り活動を行いましょう。

●●取組事項17●● 地域の生活福祉課題を共有する場づくり

【目標(目指す姿)】

- 地域の住民や関係者が集う場があり、その中で地域の見守り活動の状況や地域内の課題などの情報交換や意見交換が、活発に行われています。
- 地域の課題等を住民や関係者同士で話し合うことを通じて、「我が事」「我がまち」の課題として皆で共有する意識が醸成され、解決が目指されています。

【現状と課題】

- ・鴻巣市内では、「支え合い協議体(鴻巣市生活支援体制整備事業)」の8圏域ごとに、地域支え合い推進員が配置され、サロン活動の場所や担い手の確保、圏域内での地域課題の解決などに取り組んでいます。
- ・市民アンケート調査では、「自宅や近所にいる、支援が必要または何らかの深刻な問題を抱えていると思われる人や世帯」については、「高齢者のひとり暮らし」(28.4%)、「近隣や地域と関わりを持たない人や世帯」(13.0%)などが挙げられており、地域の福祉課題がより深刻化したり、複雑化する前の段階からの、情報等を共有する場や機会が重要となっている傾向がうかがえます。

*

*

*

市民アンケート調査からの意見

「学齢期・学生時代は何でも相談できる環境だったが、社会に出ると急に(なにをどう相談していいのか)分からなくなる。」(20代・男性)



【市で取り組むこと】

- ・関係団体・機関と連携を強化し、地域課題の解決に向けた支援を推進します。
- ①自治会・町内会、民生委員・児童委員等をはじめとする地域住民を主体とした既存の仕組みにおいて、地域課題の共有と課題解決に向けた活動を促し支援していきます。
- ②地域福祉に関わる関係団体の情報共有・交流を促進するための、包括的な支援ネットワークの推進を行います。
- ③社会福祉協議会、社会福祉法人、民間団体、学校などをはじめとする関係機関と行政の連携強化を進めます。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

- ・他人事にせず自分たちで取り組む地域福祉活動を推進します。
- ①地域の生活福祉課題を共有する場づくりを推進します。
- ②顔の見える関係づくりから課題発掘に努めます。

指標

- ・地域の生活福祉課題を共有する場の開催数
- ・地域単位での福祉活動で相互扶助ができていると思う市民の割合

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・身近に、助けを必要としていたり何らかの深刻な問題を抱えていると思われる人や世帯を見かけたら、民生委員・児童委員、支部社会福祉協議会をはじめ関係機関等に相談してみましょう。

<地域>

- ・地域の活動団体、鴻巣市社会福祉協議会福祉見守り員、民生委員・児童委員、支部社会福祉協議会などとの連携から、地域課題を把握していきましょう。

基本施策8 地域の課題を“丸ごと”受け止める仕組みづくり

●●取組事項18●● 身近な地域で相談を包括的に受け止める場の充実

【目標(目指す姿)】

- 複雑化・複合化した課題を抱えた人が、地域や専門機関の支援を受けながら、一つの相談からさらに必要な支援や関係機関につながることができ、解決に至ることができています。

【現状と課題】

- ・市民アンケート調査では、「暮らしの中で相談や助けが必要なときに頼みたい相手」は、「同居の家族」が68.0%で最も多く、次いで「離れて暮らしている家族」が42.7%となっています。一方で、「相談できる人がいない」と回答した人が2.2%となっています。
- ・今後は、一人ひとりの複雑化・複合化した課題を包括的に受け止める相談支援の充実とともに、住民・市・専門機関の連携を活かした、当事者と社会とのつながりの回復(参加支援)や、地域からの孤立を防ぎ交流や活躍を生み出す支援(地域づくりに向けた支援)が重要になると考えられます。

*

*

*

市民アンケート調査からの意見

「社会福祉協議会や地域包括支援センターと市民(町内会会員)との接点がない。誰でもが気軽に出入りできる機関・組織であって欲しい。」(80代・男性)

「困っている人は外部に知られないようにしがちなので、その点を考えて、(地域の中で対話を増やすなどして)良くしていきたい。」(80代・男性)



【市で取り組むこと】

・重層的支援体制整備事業により、多様な場や居場所づくりを推進し、地域住民や関係機関と連携し、支援につなげます。

- ①重層的支援会議を開催します。
- ②地域における多世代の交流できる居場所や交流の場を提供し、多様な活躍の機会と役割を生み出す環境整備を行います。
- ③関係機関等からつながられる、複雑化・複合化した様々な課題を解きほぐし把握するとともに、関係機関の役割分担、支援の方向性を整理し、関係機関と連携しながら支援を行います。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

・自分たちの地域に目を向け、課題解決を図るための活動を支援します。

- ①支部社会福祉協議会が行う、地域課題の解決に向けて話し合う場の開催を支援します。
- ②関係機関や多職種との連携を強化し解決策を導きます。

指標

- ・地域課題の解決に向けて話し合う場の開催数
- ・地域資源数(Liv(リブ)サポねっとに掲載される地域資源数)
- ・多職種と連携しやすくなったと感じる支援者の割合

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・日頃の地域のつながりの中で、何かあれば周囲に相談したり、逆に周囲のSOSに気がついたりできるような関係性を持ちましょう。

<地域>

- ・交流の場や地域活動等への参加促進を通じて、困難を抱えている人が孤立しないような地域づくりに取り組みましょう。
- ・地域のつながりを活かし、潜在的に困難を抱えている人の発見や、当事者からのSOSに気がつきやすい地域をつくりましょう。
- ・地域での、自助、互助、共助、公助の仕組みづくりを進めましょう。

【目標(目指す姿)】

- 相談者の属性・世代にかかわらず、地域住民からの相談を広く受け止め、本人に寄り添い、関係機関と連携しながら支援が行われています。

【現状と課題】

- ・市民アンケート調査では、「今後、地域の中で起こる困り事や心配な事に対して、どのような方法で解決するのが良いと思うか」については、「住民と行政や専門機関が協力して一緒に解決したい」が64.0%で最も多くなっています。
- ・「どこに相談したらいいかわからない困りごとや悩みごとがあるときに、市役所に相談するか」は、「市役所に相談する」が47.3%、次いで「わからない」が36.1%となっています。一方で、「市役所に相談する」と回答した人のうち、「どの窓口に行けばいいかわ知っている」は9.8%となっています。
- ・これらの結果から、誰もが相談できる・相談しやすい窓口や、地域・市・関係機関が連携して複合的な生活課題に対応する体制などが求められています。

*

*

*

市民アンケート調査からの意見

「障がい者も、誰にとっても暮らしやすく、相談しやすい鴻巣市役所であってほしいと思います。」(50代・女性)



【市で取り組むこと】

- ・属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を、既存の相談支援等の取組を維持しつつ、市全体として一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。
- ・相談内容に関わらず、包括的に相談を受止め、支援機関との連携を図ります。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

- ・重層的支援体制整備事業との連携を図ります。

指標

- ・市役所や地域に悩みごとや心配ごとを相談できる窓口があることを知っている市民の割合
- ・相談窓口へ「相談してよかった」と回答する市民の割合

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・何か困ったことがあったら、一人で抱え込まずに周囲に相談しましょう。
- ・市や社会福祉協議会の相談窓口を知り、気になることは気軽に相談しましょう。

<地域>

- ・地域に何らかの問題を抱えていそうな人がいたら、民生委員・児童委員や、市や社会福祉協議会の相談窓口を紹介しましょう。

基本目標 4

互いに尊重し合い 共に育む地域づくり

基本施策9

安全・安心に暮らせる地域づくり

●●取組事項20●● 災害時に助け合える地域づくり

【目標（目指す姿）】

- 災害が発生したときや災害のおそれがある時に、支援が必要な人に対して、身近に住んでいる人などが避難のための情報連絡や移動支援などの手助けを速やかに安全に行う地域になっています。
- 発災後の被災者支援として災害ボランティアセンターを設置運営し、被災者のニーズ把握やボランティアの受け入れなどを行い、関係機関と連携しながら地域の復興につなげます。

【現状と課題】

- ・「避難行動要支援者避難支援制度に関するアンケート」では、「避難行動要支援者避難支援制度」に登録する際の課題としては、「制度が分からない」(41.0%)、「避難支援者がいない」(16.2%)となっています。
- ・「災害時の気象状況や、避難情報などを収集する方法」としては、「テレビ(データ放送を除く)」が59.7%で最も多く、一方で「情報収集をしていない」人も4.9%となっています。
- ・昨今の災害が頻発する現状の中では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい等の困難を抱えていて、かつ家族等の支援を得られない状況にある人が、災害時に安全・安心に避難することができるような地域の助け合いの仕組みが求められています。

市民アンケート調査からの意見

「近所同士の付き合いが緊急・災害時に役立つことになると思います。日頃のつながりは一人ひとりの意識が必要ですね。」(80代・女性)

「自分の力で避難したいと思いますが、日頃からの声かけ運動で、いざという時に支え合える地域づくりをお願いしたいです。」(80代・女性)



【市で取り組むこと】

・避難行動要支援者名簿登録の促進や、災害に備え住民同士が顔の見える関係性の構築を支援します。

- ①高齢者、障がい者、介護が必要な方などに、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けができるよう、名簿作成や支援体制づくりをすすめます。
- ②災害時に、地域住民が互いに支え合う地域づくりや、防災・減災意識の向上に取り組みます。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

・日頃の関わり合いにより災害時の助け合いを促進します。

- ①災害時における災害ボランティアセンターの運営や、平時における備品整備・立ち上げ訓練を実施します。
- ②「自然災害発生時における災害ボランティアセンター支援に関する協定」により関係機関と連携します。
- ③被災地の復旧・復興に向けた支援を行います。

指標

- ・災害ボランティアセンター備品の点検回数
- ・避難行動要支援者名簿への登録者数



個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・身近に一人では避難が難しそうな人がいたら、声かけを心がけましょう。

<地域>

- ・いざというときには、安否確認や避難するための手助けができるような、防災に強い地域づくりを進めましょう。

●●取組事項21●● 日常的な防犯活動の推進

【目標（目指す姿）】

- 市民一人ひとりの防犯意識が向上すると共に、地域での見守りや声かけにより、誰もが安心して安全に暮らせる地域づくりが実現しています。

【現状と課題】

- ・市内の防犯パトロールグループの登録数は令和元年度（登録数126）に比べると、減少傾向（令和4年度は登録数120）となっています。
- ・一方で、市民アンケート調査では、「日常生活を送るうえで心配な方や、高齢、障がい、子育て等で困っている方がいたら、できること」について、「見守りや声かけ」が41.5%で最も多くなっており、地域の中に見守りや声かけに協力できる市民がいる傾向も見られます。
- ・安全・安心の地域生活においては、市民の意欲や主体性を活かした様々な形での見守りや声かけ等の活動を通じて、犯罪や事故のない地域づくりに取り組むことが一層重要となっています。
- ・特殊詐欺など、犯罪の手段が多様化・巧妙化する中で、犯罪被害を生まないような地域ぐるみの取組が求められています。

*

*

*

市民アンケート調査からの意見

「小学生・中学生を対象とした不審者に対する被害を減らすための、地域の見守りの強化と注意喚起などが大事だと思います。」（10代・男性）

「街灯が暗くて怖く感じる場所や、公道のミラーが見えにくくて点検が必要な場所があります。見回り活動が重要だと思います。」（30代・女性）



【市で取り組むこと】

・地域での防犯パトロールを行い、市民の防犯意識を高めます。

- ①地域住民主体で行う自主防犯活動や、交通安全への取組を支援します。
- ②地域や学校、警察、交通関係団体と連携し、市民一人ひとりの防犯意識の向上に取り組めます。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

・住み慣れた地域で安心、安全に暮らす活動を充実させます。

- ①地域のつながりを高めることで防犯につなげます。
- ②地域の自主的な防犯活動を安全に行うための環境づくりを支援します。

指標

- ・地域防犯組織数
- ・1,000人あたりの犯罪発生件数
- ・社協福祉見守り員の人数

*

*

*

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・犯罪のリスクを「我が事」としてとらえ、防犯意識を高めましょう。
- ・日常生活の中で、交通事故や犯罪に巻き込まれるような人がいないか、さりげない見守りや声かけに取り組みましょう。

<地域>

- ・警察や地区の防犯協会などと連携し、交通安全や防犯の見回りなどに、地域ぐるみで取り組みましょう。

●●取組事項22●● 再犯防止の推進

【目標（目指す姿）】

- 犯罪をした人が、必要な支援を受けて社会復帰していると共に、地域の中で再犯防止や非行防止に対する理解や協力が進み、再犯防止の支援の輪が広がっています。

【現状と課題】

- ・市民アンケート調査では、再犯防止に協力する民間協力者として、「保護司」の認知度が最も高く(59.2%)、次いで「更生保護施設」(41.5%)となっています。一方、「更生保護女性会」(5.1%)、「BBS会(青年ボランティア団体)」(3.3%)は認知度が低くなっています。
- ・令和4年版再犯防止推進白書では、刑法犯認知件数が減少している一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」は増加傾向で推移しており、再犯を防止するための施策が求められています。

*

*

*

市民アンケート調査からの意見

「困っている人は外部に知られないようにしがちなので、その点を考えて、(地域の中で対話を増やすなどして)良くしていきたい。」(80代・男性)※再掲



【市で取り組むこと】

「鴻巣市再犯防止推進計画」

平成28年12月施行の「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、犯罪をした人等の円滑な社会復帰や再犯の防止に向けた取り組みを進めます。

①更生保護団体等、関係機関との連携・支援の充実に取り組みます。

・更生保護関係団体への支援

更生保護活動を行っている保護司会や更生保護女性会等の民間ボランティア団体の活動を支援することにより、犯罪や非行をした人たちの再犯防止と円滑な社会復帰を促進します。

・更生保護活動の支援

更生保護サポートセンターの設置により、面接場所が確保されるほか、保護司同士の情報交換等が円滑になり、更生保護活動の充実が図られます。

②広報・啓発活動を通じた再犯防止や更生保護活動への理解向上を進めます。

・社会を明るくする運動の周知

広報紙への掲載や懸垂幕の掲出、地方ラジオ局による放送等により、市民への周知に努めます。

・社会を明るくする運動の推進

強調月間である7月に保護司会及び更生保護女性会と協力して、啓発品の配布や講演会の開催等「社会を明るくする運動」を推進します。

③社会復帰を目指す人がその能力を発揮できるように、就労活動、住居の確保などの支援を行います。

・鴻巣市地域支援ネットワークの連携

埼玉県更生保護地域連携拠点事業所等の地域支援団体との連携により、社会復帰を目指す人を地域全体で支えます。

指標

・鴻巣警察署管轄区域における刑法犯検挙者のうち再犯者の割合(1月～12月)

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

・再犯防止や非行防止の取組や協力をしている保護司や更生保護女性会等の民間協力者に関心を持ち、できることがあれば協力していきましょう。

<地域>

・再犯防止や非行防止に関する取組を行っている保護司や更生保護女性会と連携し、「社会を明るくする運動」等の更生保護活動への理解促進に取り組みましょう。

基本施策10

住み慣れた地域で生活しやすいまちづくり

●● 取組事項23 ●● 利便性が高く持続可能な公共交通

【目標（目指す姿）】

- 市民に身近な圏域や場所において、使いやすく、持続可能な公共交通網が形成され、高齢者や障がい者など誰にとっても生活しやすい環境づくりが推進されています。

【現状と課題】

- ・「まちづくり市民アンケート」（令和5年度）では、「利便性の高い公共交通の確保」については、「力を入れて欲しい」（「力を入れて欲しい」と「できれば力を入れて欲しい」を合わせた回答割合）が55.6%となっています。
- ・また、「市内の公共交通環境（民間路線バス、フラワー号、デマンド交通など）に対する満足度」では、満足（「満足」、「どちらかといえば満足」、「普通」を合わせた回答割合）が74.4%となっています。
- ・今後、高齢化等が進む中では、誰にとっても使いやすく、持続可能な公共交通の充実による生活しやすい環境づくりが一層重要となっています。

*

*

*

市民アンケート調査からの意見

「免許証を返納した住民の交通手段を計画してほしいです。特に、日常の食料品の購入のための交通手段を考えてほしいです。」（80代・男性）



【市で取り組むこと】

・公共交通を持続的に運行することで、誰もが安心して移動できるまちづくりを推進します。

- ①公共交通を持続的に運行するため、コミュニティバスの利用促進及びデマンド交通の最適化を図ります。
- ②すべての人が不自由なく利用できるよう、駅周辺の利便性の向上に取り組めます。

指標

- ・市内の交通環境に満足している市民の割合
- ・コミュニティバスの年間利用者数

＊

＊

＊

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・日常の中で、バスなどの公共交通を利用して持続可能な運営につなげましょう。

<地域>

- ・地域の中で、利用を通じて公共交通を守ると共に、簡単な手助けの範囲でできること(移動や買い物など)を、気軽に頼み合って解決していけるような関係性を育みましょう。

【目標(目指す姿)】

- 制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域に関わり、世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域がともに創られています。

【現状と課題】

- ・市民アンケート調査では、「地域の方との望ましい付き合いの程度」については、「災害や急病など、いざという時に助け合える程度の付き合い」が32.9%で最も多く、次いで「親しく話ができるような付き合い」が16.6%となっています。
- ・また、「日常生活を送るうえで心配な方や、高齢、障がい、子育て等で困っている方がいたら、できること」については、「見守りや声かけ」が41.5%で最も多く、次いで「災害など緊急時の手助け」が28.4%、「話し相手」が25.9%となっています。
- ・日頃からの何気ない見守りや声かけ、いざという時の助け合いができるような地域社会を、市民の意欲や主体性を活かしながら、皆で作り上げていくことが誰もが暮らしやすいまちづくりに重要と考えられます。

*

*

*

市民アンケート調査からの意見

「子育て世代の支援だけにとどまらず、子どもがいない人や、単身者、マイノリティーの人が住みやすいまちづくりを希望します。」(50代・女性)

「大学1年生なのであまり地域のことに詳しくないですが、これから勉強していきます。」(10代・男性)



【市で取り組むこと】

- ・誰もが安心して共生できる地域社会の実現に向けて、誰ひとり取り残さず、地域が連携し暮らしやすいまちづくりを目指します。

【社会福祉協議会で取り組むこと】

- ①互助の種まく土壌を本会が耕し、住民が主役の地域づくりを推進します。
- ②住民主体による地域福祉が推進されるよう、本会もともに歩みます。

指標

- ・鴻巣市社会福祉協議会主催の各種研修会参加者数
- ・地域支援団体等への周知・啓発活動数(5年間の平均値)
- ・地域福祉の推進に満足している市民の割合

＊

＊

＊

個人や地域で取り組みましょう

<個人>

- ・住民同士、お互いに理解や思いやりの気持ちを持って接しましょう。
- ・誰もが暮らしやすいまちになるために、無理なく楽しんでできそうな事があれば協力したり、参加したりしてみましょう。

<地域>

- ・誰もが暮らしやすい地域づくりを目指して、地域内での多世代や異なる立場の人同士の交流や、地域活動等への参加促進に取り組みましょう。

第4次鴻巣市地域福祉計画に寄せて

文京学院大学人間学部
人間福祉学科長・教授 中島 修

鴻巣市において「第4次地域福祉計画」が策定されますことにあたりまして、一言エールを送らせていただきたく、このコラムを書かせていただきます。

鴻巣市では、市行政、社会福祉協議会のみならず、民生委員・児童委員や自治会・町内会をはじめ、多くの市民の皆様が「オール鴻巣」で重層的支援体制整備事業に取り組まれ、地域共生社会の実現と地域福祉の推進に邁進されておられると伺っております。

鴻巣市には、埼玉県地域福祉推進委員会市町村総合相談支援体制構築部会部会長の立場から、アドバイザーとして関わらせていただきました。フォーラムでは、市長様をはじめ、多くの皆様にご来場いただき、熱心に私の話を聴いていただくとともに皆様の熱気が伝わってくるような拍手をいただいたことを記憶しております。

重層的支援体制整備事業は、鴻巣市が体制整備の先頭に立って取り組まれておられると思いますが、その取り組みを市民の皆様が支え、励まし、共に実践していくことが重要です。そのつながりを強いものとするためには、社会福祉協議会の役割が重要でしょう。また、市内の社会福祉法人の皆様やNPO、ボランティア活動に取り組んでおられる方々、企業や商店街、地域活動で地域を活性化している皆様とのつながりも大切です。この取り組みは、福祉を中核としつつも、多くの分野とつながりながら、課題や生きづらさを抱えている人、孤独・孤立の状態にある人等を支援していくものです。

ぜひ、「オール鴻巣」で、鴻巣市民が自慢できる、多くの人々が鴻巣市に住みたくなる「地域共生社会のまちづくり」に取り組んでください。鴻巣市からの全国への発信を楽しみにしています。

地域共生のまち鴻巣の実現に向けて

淑徳大学 学長 総合福祉学部 教授 山口光治

第4次となる鴻巣市地域福祉計画ならびに地域福祉活動計画の策定にあたり、市民の皆様をはじめ、地域福祉活動に取り組む団体の皆様、公的機関やサービス提供者の皆様など、多くの方々の声を踏まえ、議論を重ね、本計画が策定されたことは素晴らしいことと思います。これまで関わられた皆様のご苦勞に感謝申し上げます。

しかし、これからが重要です。計画を策定するということは、何かの目的に向けた手段ですので、その目的の実現に向けて行動していくこと、それなしでは計画は「絵に描いた餅」となってしまいます。では、この計画の目的は何でしょうか。

まさにそれは、基本理念にある「つながり 重なり 支え合う～地域共生のまち鴻巣～」の実現かと思えます。そのために、4つの基本目標の達成に向けて、地域住民・社会福祉事業者・ボランティア・NPO法人・行政等が協働していくことが求められます。それ抜きに共に生きる社会づくりを進めることはできません。

では、なぜこれらの地域福祉に関する計画を策定し、その実現に向けた営みが必要なのでしょう。その根底には、「人間はひとりでは生きてはいない。関係の中で生きている。」という存在論的事実があります。

つまり、私たちは他のいのちとの関わり合いの中で、生かされ、生きているのであり、私たちはまわりとの関係で存在するのです。あなたも私もかけがえのない存在として、地域の中でつながり合い、重なり合い、支え合っていくことが必要であり、そのつながりそのものがセーフティネットとなるのです。

住民みんなの力で、地域共生のまち鴻巣を創っていかれることを期待しております。

第5章

計画の推進

第5章

計画の推進

1) 計画の推進体制

鴻巣市地域福祉計画・鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画は、「つながり 重なり 支え合う 地域共生のまち 鴻巣」を基本理念として、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指す計画です。

そのため、計画の推進にあたっては、市民、地域の組織・団体、関係機関や民間事業者、市や市社会福祉協議会など、地域福祉や地域福祉活動に関わる様々な主体が協働して、推進していくことが重要となります。

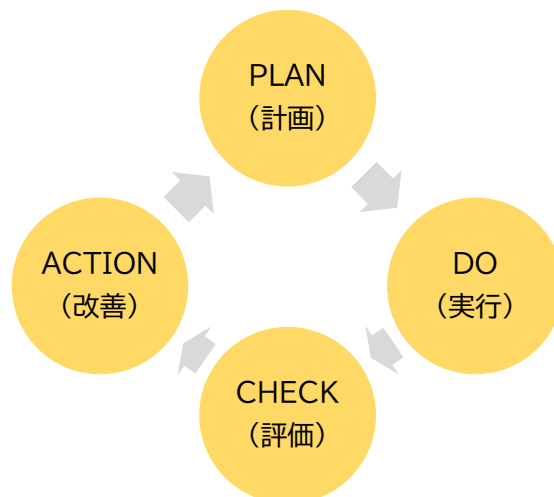


2) 計画の進行管理

計画を着実に進めていくため、計画すること(Plan)、実行すること(Do)、どれだけ進んだかを評価すること(Check)、改善していくこと(Action)を繰り返す、マネジメントサイクル(PDCA)を活用して、進行管理を行います。

計画を推進・進行管理するための仕組みとして、市・社会福祉協議会の事業の評価は毎年度、計画全体の見直しは計画期間終了時(5年ごと)に行い、進捗管理については毎年度実施していきます。

また、鴻巣市では「鴻巣市地域福祉計画推進会議」、社会福祉協議会では「地域福祉活動計画推進委員会」において進捗管理を行います。



3) 評価指標の設定

計画の推進・進行管理のためには、各施策や取組の進捗状況を把握することが重要です。そのため、各取組事項に、進捗の目安となる評価指標を設定します。

【基本目標1】 一人ひとりがつながり 活躍できる地域づくり

【基本施策1】 地域や福祉に関心が持てる機会づくり

1 新たな担い手の発掘・育成 (🌟重点取組)	R4実績	目標値
ボランティア養成講座受講生の満足度	新規取得	85%
ボランティア・NPO活動を行った市民の割合	8.9%	10%
ボランティア・NPO活動に参加したいと思う市民の割合	36.3%	38.5%
2 福祉教育の推進	R4実績	目標値
福祉教育の実施数	36回	50回
福祉体験備品の貸出件数	44件	60件

【基本施策2】 人財が活躍する場づくり・情報発信

3 ボランティア活動の推進と支援	R4実績	目標値
ボランティアセンター登録団体数	106団体	118団体
夏のボランティア体験プログラム事業参加者数	151人	331人
ボランティア見本市の来場者数	200人	450人
4 情報発信機能の強化	R4実績	目標値
子育て支援アプリのユーザー数	1,506人	4,500人
社会福祉協議会ホームページアクセス数	11,940回	31,000回
Liv(リブ)サポねっとへのアクセス数	新規取得	30,000回

【基本施策3】 ふれあい・交流の居場所づくり

5 気軽に集まれる居場所づくりの推進	R4実績	目標値
地域子育て支援拠点の利用実績	29,211人	35,000人
サロン活動助成金交付団体数	43団体	48団体
新規立上げサロン活動助成金交付団体数	0団体	5団体
地域活動支援センター年間利用者数	5,808人	6,100人
6 世代間交流の促進と地域交流の場づくり	R4実績	目標値
放課後子ども教室に満足している保護者の割合	99.8%	100%
ふれあい広場(福祉イベント)来場者数	146人	1,200人

7 外出支援事業の充実	R4実績	目標値
このす乗合タクシー利用件数	28,791件	33,000件
車いす貸出件数	176件	226件
移動支援事業利用登録者数	421人	520人

【基本目標2】 多様な支援が 重なり合うための仕組みづくり

【基本施策4】 自立した生活を支援する体制づくり

8 住まいや就労の支援	R4実績	目標値
就労支援・住居確保支援に関する諸制度の周知回数(累計)	新規取得	15回
9 セーフティネットの推進	R4実績	目標値
フードバンクや子ども食堂へあてた社会福祉協議会への物品寄付件数	114件	174件
福祉資金貸付の償還率	88%	93%
自立支援プランで改善がみられた終了者数	5人	17人
10 権利擁護体制の充実	R4実績	目標値
要援護高齢者等支援ネットワークの登録団体数	73団体	80団体
11 福祉サービスの充実	R4実績	目標値
福祉サービス利用援助事業における支援回数	523回	548回
福祉サービスの満足度	新規取得	70%

【基本施策5】 孤立を防ぎ、支援につなげる仕組みづくり

12 支援が必要な人を把握する仕組みの推進 (※重点取組)	R4実績	目標値
関係機関の会議・研修への参加回数	174回	224回
近隣とのコミュニケーション・交友関係が構築されている市民の割合	37.5%	58%
13 成年後見制度 (※重点取組)	R4実績	目標値
法人後見の受任件数	5件	10件
市民後見人の登録者数	18人	25人
成年後見制度の利用者数 (各年10月1日時点)	138人	200人

【基本施策6】 心と体の健康づくり

14 「健康こうのす」の推進と連携	R4実績	目標値
健康のために市民が取り組んでいる生活習慣の項目数(全14項目)	5.57	6.2
いきがい作品展参加団体(者)の満足度	新規取得	85%
15 生きる支援施策の推進と連携	R4実績	目標値
「ゲートキーパー」という言葉を知っている市民の割合	19.9%	23.7%
友愛電話利用者の満足度	新規取得	85%

【基本目標3】 地域における 支え合いの輪づくり

【基本施策7】 地域の課題を“我が事”とする土壌づくり

16 住民参加による見守り・支え合い等の推進	R4実績	目標値
高齢者あんしんみまもりサービスの利用実人数	新規取得	1,017人
社協福祉見守り員による見守り活動の希望者数	新規取得	525人
鴻巣市地域支え合い事業「思いやりの輪」の利用回数	848回	888回
17 地域の生活福祉課題を共有する場づくり	R4実績	目標値
地域の生活福祉課題を共有する場の開催数	8回	16回
地域単位での福祉活動で相互扶助ができていると思う市民の割合	36.6%	40%

【基本施策8】 地域の課題を“丸ごと”受け止める仕組みづくり

18 身近な地域で相談を包括的に受け止める場の充実	R4実績	目標値
地域課題の解決に向けて話し合う場の開催数	2回	16回
地域資源数(Liv(リブ)サポねっとに掲載される地域資源数)	新規取得	400
多職種と連携しやすくなったと感じる支援者の割合	新規取得	80%
19 断らない相談支援 (※重点取組)	R4実績	目標値
市役所や地域に悩みごとや心配ごとを相談できる窓口があることを知っている市民の割合	46.3%	66.7%
相談窓口へ「相談してよかった」と回答する市民の割合	新規取得	80%

【基本目標4】 互いに尊重し合い 共に育む地域づくり

【基本施策9】 安全・安心に暮らせる地域づくり

20 災害時に助け合える地域づくり	R4実績	目標値
災害ボランティアセンター備品の点検回数	1回	2回
避難行動要支援者名簿への登録者数	443人	2,500人
21 日常的な防犯活動の推進	R4実績	目標値
地域防犯組織数	120団体	133団体
1,000人あたりの犯罪発生件数	4.06件	5.9件
社協福祉見守り員の人数	810人	850人
22 再犯防止の推進	R4実績	目標値
鴻巣警察署管轄区域における刑法犯検挙者のうち再犯者の割合(1月~12月)	46.4%	45%

【基本施策10】 住み慣れた地域で生活しやすいまちづくり

23 利便性が高く持続可能な公共交通	R4実績	目標値
市内の交通環境に満足している市民の割合	74.4%	80%
コミュニティバスの年間利用者数	437,500人	500,000人
24 誰もが暮らしやすい地域共生社会のまちづくり (★重点取組)	R4実績	目標値
鴻巣市社会福祉協議会主催の各種研修会参加者数	742人	822人
地域支援団体等への周知・啓発活動数(5年間の平均値)	新規取得	50回
地域福祉の推進に満足している市民の割合	18.9%	20%

資 料 編

資料編

1) 第4次鴻巣市地域福祉計画審議会並びに 鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

(1) 策定経過

第1回	令和5年7月28日(金)
議題	1. 審議会並びに策定委員会の公開について
	2. 第4次計画の位置づけについて
	3. 第4次計画の策定方針について
	4. 第4次計画のスケジュール案について
	5. 第4次計画策定に係る実態調査について
第2回	令和5年9月26日(火)
議題	1. 第4次計画策定に係る実態調査の速報報告について
	2. 第4次計画骨子(案)について
第3回	令和5年11月22日(水)
議題	1. 第4次計画素案(案)について
	2. パブリックコメントの実施について
第4回	令和6年2月2日(金)
議題	1. パブリックコメントの結果について
	2. 第4次鴻巣市地域福祉計画並びに鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画(案)について ①パブリックコメント実施時からの追記部分について
	3. 鴻巣市地域福祉計画審議会並びに鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会の答申書(案)について

(2) 鴻巣市地域福祉計画審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、本市における地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、鴻巣市地域福祉計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の地域福祉計画の策定に関し必要な事項について調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 地域福祉に携わる者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(3) 社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉の向上のための施策を総合的に推進し、本市における地域福祉活動計画を策定するため、鴻巣市社会福祉協議会（以下「社協」という。）地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、社協会長の諮問に応じ、地域福祉活動計画の策定に関し必要な事項について調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 地域福祉に携わる者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他社協会長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社協事務局地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(4) 第4次鴻巣市地域福祉計画審議会並びに鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

	氏名	所属団体等	備考
1	山田 かおり	公募による市民	
2	新井 巳代子	公募による市民	副会長
3	水野 廉介	公募による市民	
4	新井 風花	公募による市民	
5	大島 幸雄	地域福祉に携わる者 (民生委員・児童委員協議会連合会)	会長
6	小林 美鈴	地域福祉に携わる者 (民生委員・児童委員協議会連合会)	
7	田中 恵司	地域福祉に携わる者 (自治会連合会)	
8	大澤 健一	地域福祉に携わる者 (鴻巣地区保護司会)	
9	山口 延之	地域福祉に携わる者 (支部社会福祉協議会)	
10	藤井 むつ子	地域福祉に携わる者 (福祉ボランティア)	
11	岡主 浩美	地域福祉に携わる者 (地域包括支援センター)	
12	小野 大吾	学識経験を有するもの (司法書士)	

(5) 第4次鴻巣市地域福祉計画について（諮問）

鴻福第817号
令和5年7月28日

鴻巣市地域福祉計画審議会 会長 様

鴻巣市長 並木正年

諮 問 書

下記の事項について、諮問いたします。

記

1 諮問事項

第4次鴻巣市地域福祉計画について

2 諮問理由

鴻巣市では、平成31年3月に5か年の第3次鴻巣市地域福祉計画（令和元年度から5年度までの期間）を策定しました。現計画の成果と課題を踏まえつつ、本市の現状や法改正等による国の指針等、今後予測される状況に対応し、地域福祉を一層推進していく指針として新たに計画（令和6年度から10年度までの期間）を策定しようとするものです。

以上のことに鑑み、第4次鴻巣市地域福祉計画について検討していただきたく諮問いたします。

(6) 第4次鴻巣市地域福祉計画について（答申）

令和6年2月9日

鴻巣市長 並木 正年 様

鴻巣市地域福祉計画審議会
会長 大島 幸雄

第4次鴻巣市地域福祉計画について（答申）

令和5年7月28日付け鴻福第817号で諮問を受けた、第4次鴻巣市地域福祉計画について、審議した結果を下記のとおり答申いたします。

記

令和5年7月28日に諮問を受け、「第4次鴻巣市地域福祉計画（案）」について、計4回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねて参りました。

審議の結果、計画（案）は、鴻巣市の地域福祉の現状と課題を把握するとともに、令和6年度からの5年間の地域福祉を推進する指針として、適切な計画であると認めます。

なお、計画の推進に際しては、以下の事項について、十分配慮されることを要望します。

1 「一人ひとりがつながり 活躍できる地域づくり」について

地域における担い手を発掘・育成するとともに、活動の場づくりを促進し、地域住民同士の支え合いによる地域づくりを推進していただきたい。

2 「多様な支援が 重なり合うための仕組みづくり」について

様々な制度の周知・利用促進とともに、支援を必要としている人に対して、適切な支援につなげるための仕組みづくりを推進していただきたい。

3 「地域における 支え合いの輪づくり」について

地域住民がゆるやかにつながる関係のもと、身近な地域での見守りや相談支援の体制整備を進めることで、困ったときはお互い様と住民同士が支え合える地域づくりを推進していただきたい。

4 「互いに尊重し合い 共に育む地域づくり」について

安全・安心に暮らせる地域づくりに向けて、防災・防犯、公共交通分野等との連携により、誰ひとり取り残すことのない地域福祉を総合的に推進し、地域共生社会の実現を目指していただきたい。

以上

(7) 第4次鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画について（諮問）

鴻社協発第157号
令和5年7月28日

鴻巣市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会 会長 様

社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会
会長 武井利男

諮 問 書

下記の事項について、諮問いたします。

記

1 諮問事項

第4次鴻巣市社会福祉協議会 地域福祉活動計画について

2 諮問理由

鴻巣市社会福祉協議会では、平成31年3月に5か年の第3次鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画（令和元年度から5年度までの期間）を策定しました。現計画の成果と課題を踏まえつつ、本市の現状や法改正等による国の指針等、今後予測される状況に対応し、地域福祉を一層推進していく指針として新たに計画（令和6年度から10年度までの期間）を策定しようとするものです。

以上のことに鑑み、第4次鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画について検討していただきたく諮問いたします。

(8) 第4次鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画について(答申)

令和6年2月9日

社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会
会長 武井 利男 様

鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会
会長 大島 幸雄

第4次鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画について(答申)

令和5年7月28日付け鴻社協発第157号で諮問を受けた、第4次鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画について、審議した結果を下記のとおり答申いたします。

記

令和5年7月28日に諮問を受け、「第4次鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画(案)」について、計4回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねて参りました。

審議の結果、計画(案)は、鴻巣市の地域福祉の現状と課題を把握するとともに、令和6年度からの5年間の地域福祉を推進する指針として、適切な計画であると認めます。

なお、計画の推進に際しては、以下の事項について、十分配慮されることを要望します。

1 「一人ひとりがつながり 活躍できる地域づくり」について

地域における担い手を発掘・育成するとともに、活動の場づくりを促進し、地域住民同士の支え合いによる地域づくりを推進していただきたい。

2 「多様な支援が 重なり合うための仕組みづくり」について

様々な制度の周知・利用促進とともに、支援を必要としている人に対して、適切な支援につなげるための仕組みづくりを推進していただきたい。

3 「地域における 支え合いの輪づくり」について

地域住民がゆるやかにつながる関係のもと、身近な地域での見守りや相談支援の体制整備を進めることで、困ったときはお互い様と住民同士が支え合える地域づくりを推進していただきたい。

4 「互いに尊重し合い 共に育む地域づくり」について

安全・安心に暮らせる地域づくりに向けて、防災・防犯、公共交通分野等との連携により、誰ひとり取り残すことのない地域福祉を総合的に推進し、地域共生社会の実現を目指していただきたい。

以上

2) 第4次鴻巣市地域福祉計画策定庁内検討会

(1) 鴻巣市地域福祉計画策定庁内検討会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく本市における地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定に必要な調査研究を行うため、鴻巣市地域福祉計画策定庁内検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に係る必要な調査、研究及び連絡に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は健康福祉部長の職にある者を、副会長は健康福祉部副部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、地域福祉計画の策定が終了した日の翌日にその効力を失う。

別表(第3条関係)

やさしさ支援課長	こども応援課長	子育て支援課長	保育課長	障がい福祉課長
健康づくり課長	介護保険課長			

3) 用語解説

【か行】-----

●権利擁護（33ページ等に掲載）

認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない人が、様々な局面で不利益を被ることのないように支援すること。また、その人の生き方を尊重し、自分の人生を歩めるようにする、という自己実現に向けた取組のこと。

●鴻巣市地域支え合い事業「思いやりの輪」（77ページ等に掲載）

市社会福祉協議会が運営主体となり、元気な高齢者や障がい者、市民同士の支えあいに賛同する者等が地域生活上の支援を必要とする高齢者や障がい者等を支えることが、介護予防や社会参加の促進等につながる会員制の在宅福祉家事援助サービス事業。

●鴻巣市地域支援ネットワーク（89ページに掲載）

犯罪をした人の社会復帰を地域全体で支えるネットワーク。市、市保健所、大宮公共職業安定所、行田公共職業安定所、市社会福祉協議会、鴻巣地区保護司会、鴻巣地区更生保護女性会、さいたま保護観察所、埼玉県更生保護地域連携拠点事業所が構成員となっている。

【さ行】-----

●支え合い協議体（43ページ等に掲載）

市内8圏域に設置されており、より身近な圏域の生活支援体制の整備に向けて、関係者のネットワーク化を図り、多様な組織間の情報共有による地域資源の開発等を推進することを目的としている。主な取組は、サロン活動の充実や移動支援の一環として移動スーパーを実施。

●支部社会福祉協議会（43ページ等に掲載）

身近な地域における地域福祉活動を推進するため、市内16地域に設置。自治会・町内会会長、民生委員・児童委員や地域活動者などで構成される住民組織で、地域福祉を目的とする事業を企画・実施し、市社会福祉協議会や関係機関などと協働しながら、住民相互の助け合いを推進している。

●市民後見人（71ページ等に掲載）

市民による成年後見。認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分になった方で親族がいない場合等と同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、財産の管理や介護契約等の法律行為を行う。

●社協福祉見守り員（77 ページ等に掲載）

日常生活の困りごとの早期発見や早期解決につながるよう、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと協力しながら活動することを役割りとした地域の人財。概ね50世帯にひとりの割合で自治会・町内会長に推薦され、市社会福祉協議会会長が委嘱。

●社会を明るくする運動（89 ページに掲載）

すべての人が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くために法務省が主唱した全国的な運動。7 月が強調月間。

●生活困窮者自立相談支援事業（62 ページに掲載）

生活に課題を抱える方々の相談に応じ、相談者と共に自立支援計画を作成し関係機関と連携して継続的な自立の支援を行う事業。

●成年後見制度（29 ページ等に掲載）

認知症、知的障がい、精神障がい等によってひとりで決めることに不安や心配のある人が、様々な契約や手続きをする際に支援する制度。

【た行】-----

●地域共生社会（2ページ等に掲載）

制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

【は行】-----

●避難行動要支援者避難支援制度（84ページに掲載）

災害が発生したときや災害のおそれがあるとき、支援が必要な高齢者や障がい者に対して、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けが、地域の中で速やかに安全に行われることを推進する制度。鴻巣市では、災害時に支援を希望される方からの「避難行動要支援者名簿」への登録申請や、避難支援者を募集している。

●福祉サービス利用援助事業（67 ページ等に掲載）

認知症、知的障がい、精神障がい等に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、地域で自立した生活を送ることを支援する事業。

●法人後見（71ページ等に掲載）

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人による成年後見等。親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う。

●保護司（31ページ等に掲載）

法務大臣が委嘱する更生保護のボランティア。犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないようその立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための世論の啓発に取り組むなど、安全・安心な地域社会づくりのために活動している。

【や行】-----

●要援護高齢者等支援ネットワーク（65 ページ等に掲載）

幅広い関係機関等の連携を強化し、高齢者虐待の予防、早期発見、認知症等高齢者や家族等への支援や消費者被害の防止を図ることを目的とするネットワーク。民生委員・児童委員などの福祉関係者をはじめ、電気、ガス、新聞、金融機関など、高齢者と接する機会の多い団体・事業者が構成員となっている。

第 4 次

鴻巣市地域福祉計画

鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画

令和6年3月発行

発 行 鴻巣市

社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会

■鴻巣市

〒365-8601 鴻巣市中央1番1号

TEL 048-541-1321 FAX 048-541-1328

市ホームページ <https://www.city.konosu.saitama.jp/>

■社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会

〒365-0062 鴻巣市箕田4211番地1

TEL 048-597-2100 FAX 048-597-2102

社会福祉協議会ホームページ <https://konosu-syakyo.or.jp/>

